

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月16日
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 桐谷 重毅
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	G S 日本株式マーケット・ニュートラル・オープン
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

GS 日本株式マーケット・ニュートラル・オープン

（ファンドの愛称を「GS 日本ニュートラル」とします。）

（以下「本ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。）に基づく追加型証券投資信託です。

本ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

500億円\*を上限とします。

\* 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

### （４）【発行（売出）価格】

毎月の特定期（原則として毎月5日および20日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）の基準価額です（1万口当たり）。

\* 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

（なお、上記金額に下記の申込手数料ならびに申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれません。）

ただし、自動けいぞく投資契約（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「日ニュート」）。

### （５）【申込手数料】

1.575%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を特定日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは販売会社または上記(4)の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

### （６）【申込単位】

1,000万円以上1円単位とします。ただし、販売会社によって最低申込単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記(8)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

**(7) 【申込期間】**

2012年11月17日から2013年11月18日まで

(注) 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**(8) 【申込取扱場所】**

委託会社の指定する証券会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下「販売会社」と総称します。）において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

**(9) 【払込期日】**

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**(10) 【払込取扱場所】**

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

**(11) 【振替機関に関する事項】**

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

**(12) 【その他】**

お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、「ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて、日本株式を主要投資対象として、個別銘柄の買い持ちと売り持ちを組み合わせたマーケット・ニュートラル運用により、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 (マーケット・ニュートラル型)

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型（マーケット・ニュートラル型）・・・投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法（マーケット・ニュートラル型）の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり( )	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	( )	ファンド	なし	TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	日本	ファンド・		その他	ロング・ショート型
中小型株	年6回	北米	オブ・ファン		( )	絶対収益追求型
債券	(隔月)	欧州	ズ			その他
一般	年12回	アジア				(マーケット・
公債	(毎月)	オセアニア				ニュートラル型)
社債	日々	中南米				
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット属性	( )	中近東				
( )		(中東)				
不動産投信		エマージング				
その他資産						
(投資信託証券						
(株式))						
資産複合						
( )						
資産配分固定型						
資産配分変更型						

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(株式))・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

年2回・・・目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

その他(マーケット・ニュートラル型)・・・本ファンドでは市場全体の動向からの影響を抑制したマーケット・ニュートラル運用手法を用いた運用を行います。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

本ファンドおよびマザーファンドを総称して「GS 日本ニュートラル」ということがあります。なお、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。

委託会社は、受託銀行(後記「(3) ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 b. 受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、金500億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託銀行はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

## &lt;ファンドのポイント&gt;

- 1 個別銘柄の買い持ちと売り持ちを組み合わせたマーケット・ニュートラル運用により、市場動向全体の影響を受けない付加価値の獲得を目指します。
- 2 投資対象は主としてT O P I X（東証株価指数）構成銘柄とし、ベンチマークである円短期金利（1ヵ月円L I B O R<sup>\*</sup>）を上回る収益を追求します。
- 3 設定・解約は月2回の特定日（原則として毎月5日および20日）にのみ可能です。

\* L I B O Rとは、London Inter-Bank Offered Rate（ロンドンのユーロ市場における銀行間出手金利）のことで、主に短期金利の指標として用いられています。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（投資顧問会社、以下「G S A Mニューヨーク」といいます。）に委託します。G S A Mニューヨークは、運用の権限の委託を受けて、日本株式の運用を行います。

### <運用の特徴 伝統的な投資とは異なる投資手法>

株式、債券といった伝統的な資産クラスへの投資とは異なる投資手法として「代替投資」に注目が集まっています。本ファンドは「代替投資手法」の1つである「**マーケット・ニュートラル運用**」手法を用いたファンドです。

#### 主な資産クラスの動向



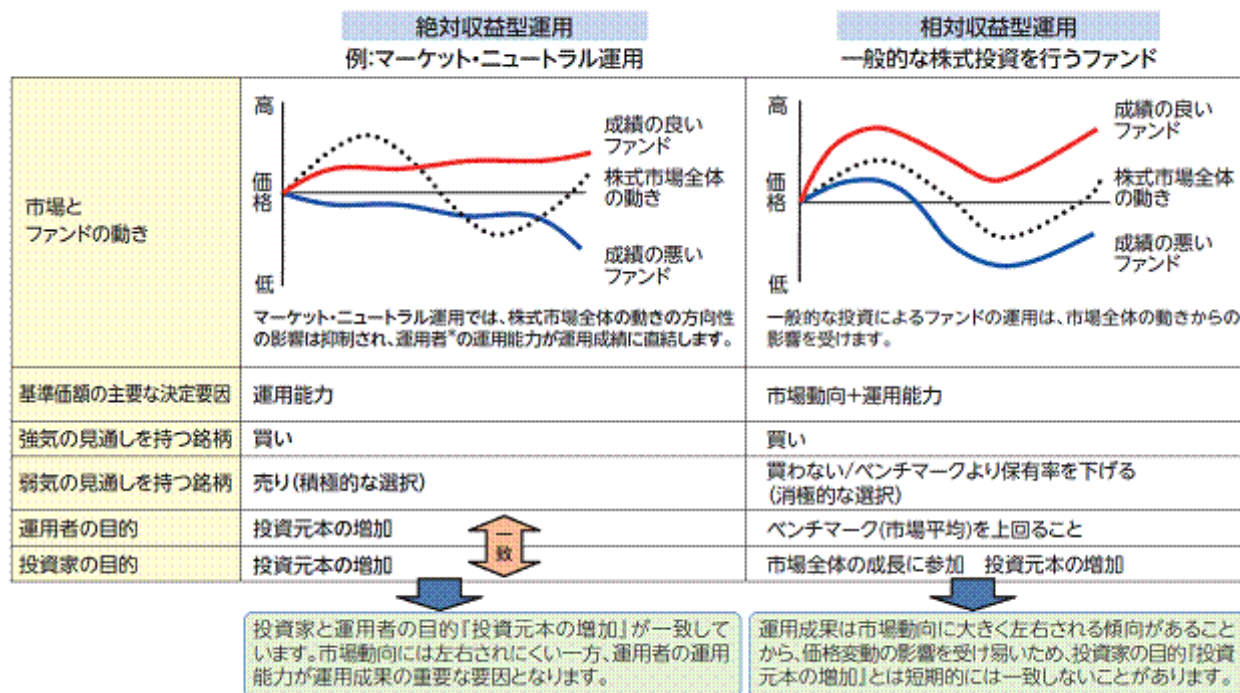
期間：1984年12月末～2012年8月末  
 世界株式：MSCIワールド・インデックス（為替ヘッジなし）  
 世界債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）（為替ヘッジなし）  
 日本株式：MSCIジャパン・インデックス  
 日本債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）の日本債券部分  
 円短期金融商品：1ヵ月円LIBOR  
 左記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。左記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご留意ください。

### <運用の特徴 投資元本に対する収益の追求>

本ファンドは、“日本株式市場全体の動きを上回ることを追求”するのではなく、“投資元本に対する収益を追求”することを目的としています。このような成果を目指す運用を「**絶対収益型運用**」といいます。

絶対収益型運用とは、「必ず収益を得る運用」という意味ではありません。この運用は、市場全体の動きを上回ることが目的ではなく、投資元本に対する収益を追求することを目的としています。

#### 絶対収益型運用と相対収益型運用の違い

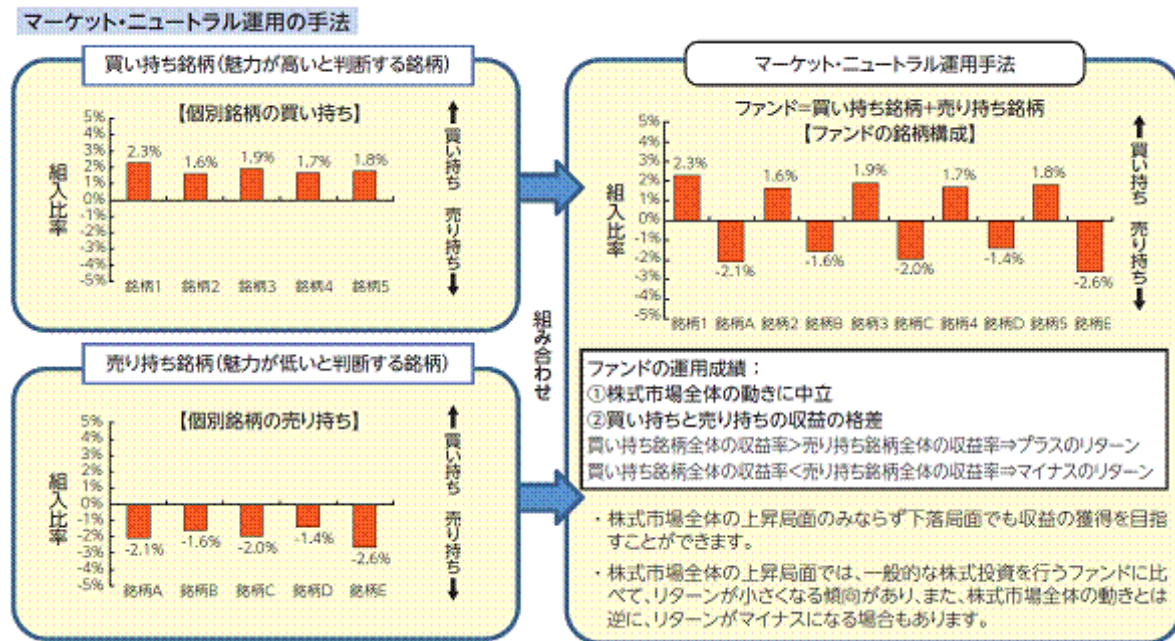


\* 運用者とは、投資顧問会社であるGSAMニューヨークを指します（以下同じ、）。

上記は例示をもって理解を深めていただくことを目的とした概念図であり、運用成果等を保証するものではありません。上記がその目的を達成できる保証はありません。

### <運用の特徴 市場全体の動向からの影響を抑制した銘柄選択による付加価値の追求>

本ファンドは、代替投資手法の1つであるマーケット・ニュートラル運用手法を用いて収益を追求するファンドです。マーケット・ニュートラル運用とは、運用者が魅力が高いと判断する銘柄群の買い持ちと同時に、魅力が低いと判断する銘柄群の売り持ちを組み合わせる運用手法です。株式市場全体の動向からの影響は抑制され、運用者の能力である銘柄選択がファンドの運用成績に直結します。

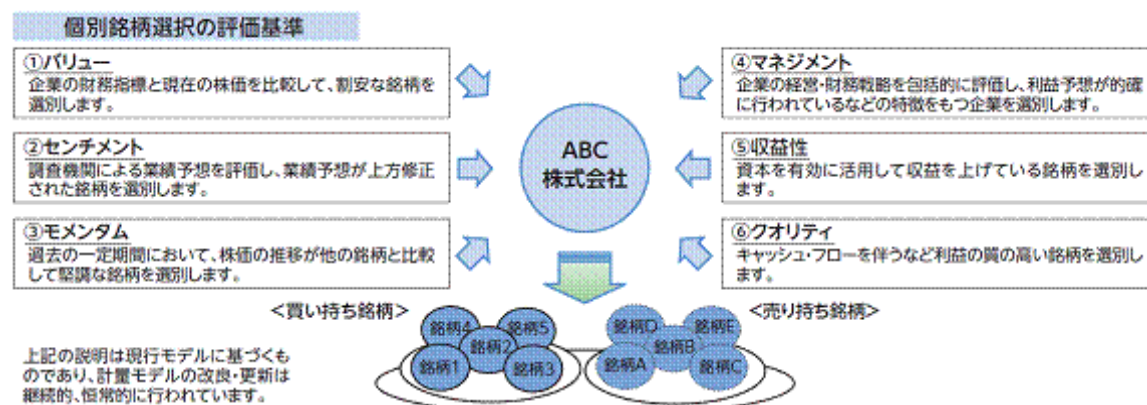


上記は例示をもって理解を深めていただくことを目的とした概念図であり、運用成果等を保証するものではありません。上記がその目的を達成できる保証はありません。

### <運用の特徴 複数の評価基準による個別銘柄選択>

マーケット・ニュートラル運用では、主として個別銘柄選択の成否がファンドの運用成績を左右します。

本ファンドは6つの評価基準によって、個別銘柄選択を行います。多様な視点から銘柄を評価することによって、様々な市場局面でも安定したリターンを追求できます。



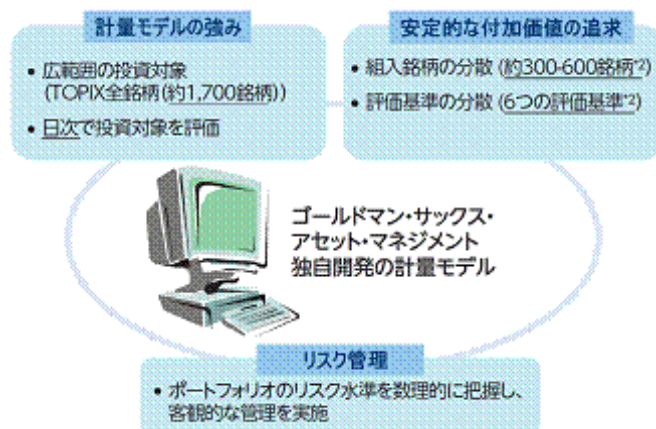
買い持ち銘柄 (魅力が高いと判断する銘柄) のリターンは、売り持ち銘柄 (魅力が低いと判断する銘柄) のリターンを、中長期的に上回ることが期待されます。この買い持ち銘柄と売り持ち銘柄の収益格差が、付加価値の源泉となります。

上記の6つの評価基準は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルによるものです。上記がその目的を達成できる保証はありません。

## <運用の特徴 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルによる運用>

経済理論や金融理論を背景とした経済合理性を追求した計量モデルを採用

本ファンドは、G S A Mニューヨークの計量投資戦略グループが、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルでは情報を大量に処理することや客観的に銘柄の評価・分析を行うことが可能となるため、収益機会を広範囲に求めること、リスクを厳格に管理すること<sup>\*1</sup>、が可能です。したがって、マーケット・ニュートラル運用にはふさわしい運用アプローチといえます。



\*1 リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

\*2 状況によって今後変更される可能性があります。

上記の説明は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良、更新は継続的、恒常的に行われています。上記がその目的を達成できる保証はありません。

## (2) 【ファンドの沿革】

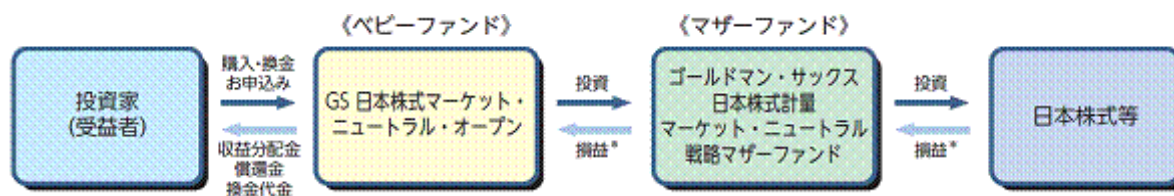
本ファンドの信託設定日は2002年12月20日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は2002年1月30日であり、同日より運用を開始しました。

## (3) 【ファンドの仕組み】

### 1. ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



\* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

### 2. ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

#### a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

ただし、本ファンドおよびマザーファンドにおいては、委託会社は日本株式の運用の指図（デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。）に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

#### b. 投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー）

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投

「資顧問契約」といいます。)に基づき、委託会社より日本株式の運用の指図（デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。)に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

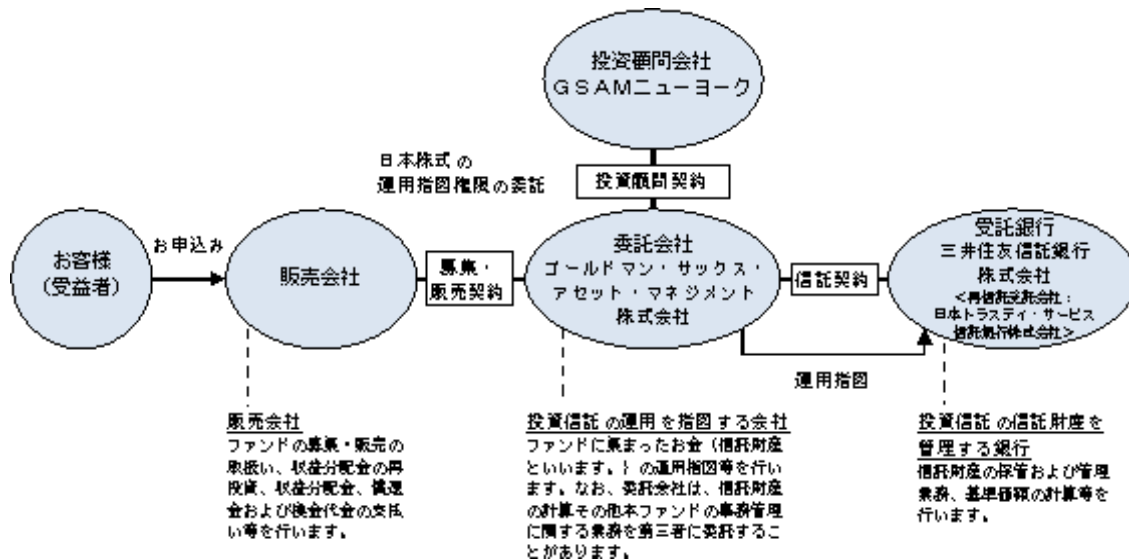
c. 受託会社（三井住友信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。))

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

## ファンド関係法人



### <ご参考> ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2012年6月末現在、グループ全体で7,161億米ドル（約56.8兆円\*）の資産を運用しています。

\*米ドルの円貨換算は便宜上、2012年6月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場（1米ドル=79.31円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

### 委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c. 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ウェスト・ストリート 200番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ウェスト・ストリート 200番地	64	1

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

#### b. 本ファンドの運用方針

1. 本ファンドはマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
2. 1ヵ月円LIBORを運用上のベンチマークとします。
3. GSAMニューヨークに日本株式の運用の指図に関する権限を委託します。

#### c. マザーファンドの運用方針

1. 個別銘柄のロング（買い）・ポジションと、ショート（売り）・ポジションを組合せることにより、付加価値の実現を図りつつ、同時に、日本株市場全体の騰落からの影響を抑えるマーケット・ニュートラル戦略を行います。
2. ゴールドマン・サックス・グループが経済合理性を追求することを目的として設計・開発した計量運用モデルを用いた計量アクティブ運用を行います。
3. GSAMニューヨークに日本株式の運用の指図に関する権限を委託します。
4. 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (GSAMニューヨーク)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	本ファンドおよびマザーファンドの日本株式の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）	別に定める取決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支払いは行いません。

### (2)【投資対象】

#### (a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第17条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限りません。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### (b) 投資対象有価証券（信託約款第18条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたGSAMニューヨークを含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）



7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき一定の範囲で貸付の指図をすること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(注)本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）

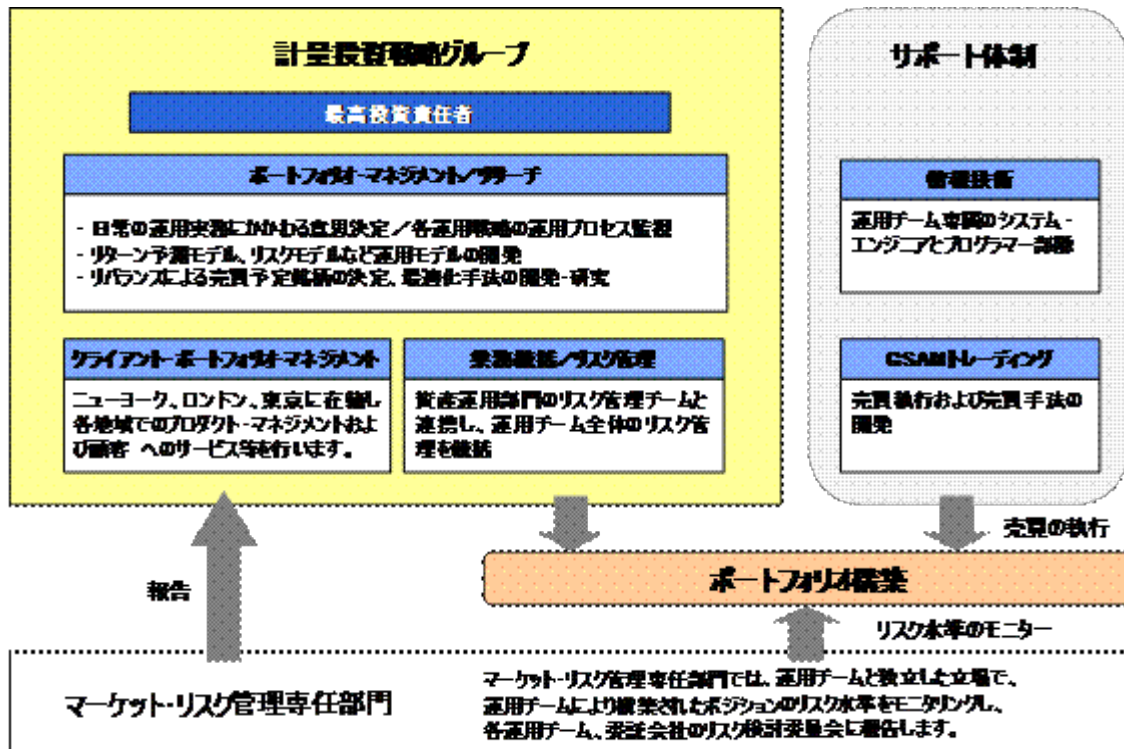
における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

\* 「信託財産に属する資産」とは、信託財産に属する各資産の額とマザーファンドの信託財産に属する各資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を意味します。

## (3) 【運用体制】

## a. 組織

本ファンドおよびマザーファンドの運用は、GSAMニューヨークの計量投資戦略グループが主として担当します。また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率とファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。乖離幅がかかる一定の範囲に収まることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

## b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

## c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

#### （４）【分配方針】

年2回決算を行い、毎計算期末（毎年2月20日および8月20日、ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万口＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

本ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドです。

収益分配金は、税金を差引いた後、各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申出することができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

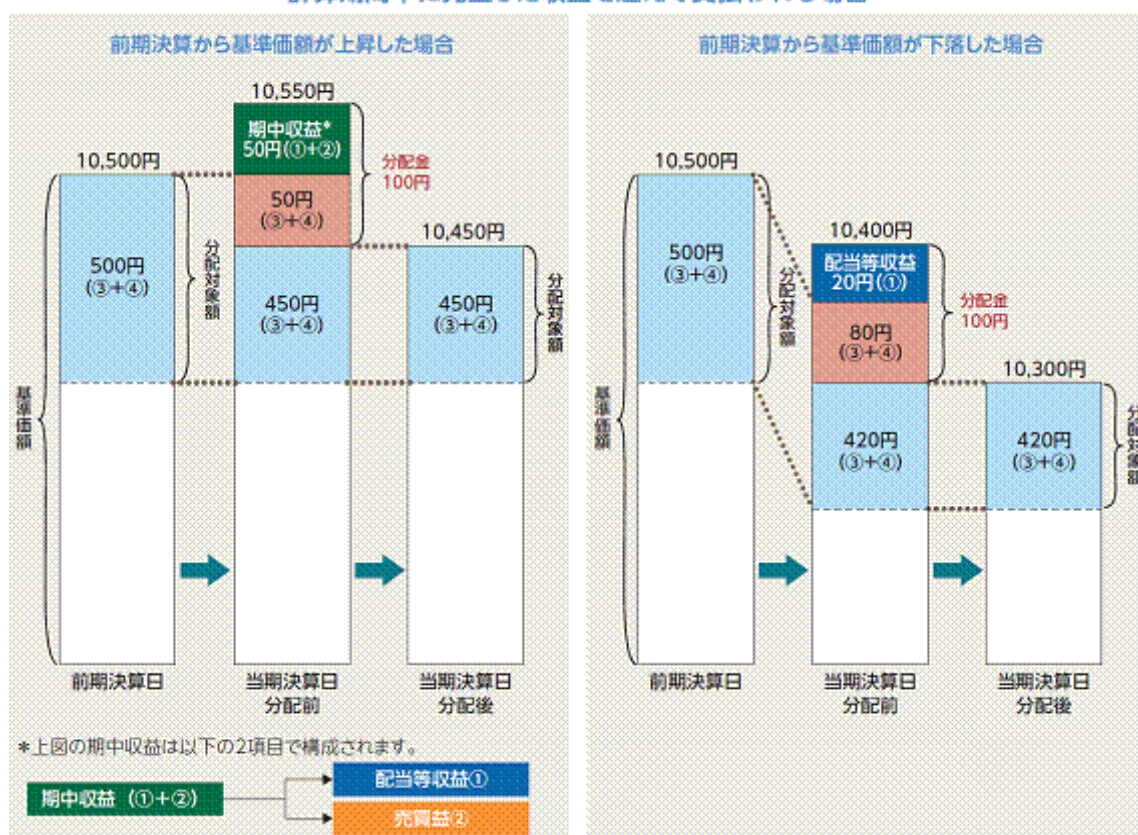
#### <収益分配金に関わる留意点>

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、経費控除後の配当等収益、経費控除後の評価益を含む売買益、分配準備積立金（当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益）、収益調整金（信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分）です。

#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の健全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

**（５）【投資制限】**

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

**（a）信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限**

1. 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
2. 外貨建資産への投資は行いません。
3. 同一企業または団体が発行する有価証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
4. 同一の企業が発行する証券への実質投資割合は、当該企業の発行済み証券の10%以下とします。
5. ロング・ポジションによる信託財産の資産総額は信託財産の純資産総額の100%以下とします。
6. 同一の企業が発行する証券のショート・ポジションの実質時価総額は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。ただし、レバレッジ等の目的で使用するものではなく、現物資産等に比較しその流動性や取引コスト等の投資効率の観点から使用します。
8. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
9. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
10. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
11. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
12. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券等につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券等の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券等のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

**（b）信託約款上のその他の投資制限****1. 投資する株式等の範囲（信託約款第21条）**

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

**2. 信用取引の指図範囲（信託約款第23条）**

信用取引により株券を売付けることの指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

**3. 有価証券の空売りの指図範囲（信託約款第24条）**

信託財産において有しない有価証券または信託約款第25条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

**4. 有価証券の借入れの指図範囲（信託約款第25条）**

有価証券の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### 5. 先物取引等の運用指図（信託約款第26条）

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引
- ・わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引

#### 6. スワップ取引の運用指図（信託約款第27条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。委託会社は、スワップ取引を行うにあたり必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 7. 金利先渡取引の運用指図（信託約款第28条）

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 8. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第30条）

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 9. 資金の借入れ（信託約款第38条）

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、当該信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は本ファンドの信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は本ファンドの信託財産中より支弁します。

#### (c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご注意ください。

##### (a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものがあげられます。

##### 1．株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、日本の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。また、本ファンドは株式の売り持ちを行いますので、売り持ちした株式の価格が上昇した場合にも本ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼし、場合によっては、売り持ちの特性上、損失額が想定以上になることもあります（また、株式を売り持ちするにあたり、借入れコストがかかります。）。本ファンドは、株式市場全体の動向からの影響を抑制することを目指しますが、その影響がなくなるわけではありません。また、売り持ち、買い持ちする株式のリターンの動向について見通しを誤れば基準価額が下落する要因となり、場合によっては大幅に下落することがあります。

##### 2．株式の流動性リスク

本ファンドの投資対象には、小型株式など時価総額が小さく、流動性の低い株式も含まれております。このような株式への投資は、ボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却または高値での買戻しを余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

##### 3．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、信用取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

##### (b) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、1ヵ月円LIBORをベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。

##### (c) 計量運用に関わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

##### (d) 成功報酬に関わる留意点

本ファンドでは、委託会社は、基本の信託報酬のほかに、一般的な定率の信託報酬とは異なる成功報酬を徴収いたしますので、この点についてご納得のうえご投資願います。なお、ある特定日においていったん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額ないし払戻されることはありません。

##### (e) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

特定日に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

##### (f) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

##### (g) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。また、効率的な運用を図る目的で、マザーファンドの追加信託の上限は2,000億円となっております。したがって、他のベビーファンドの規模、新規設定、資金動向その他の要因によっては、本ファンドの純資産総額が500億円を下回る場合であってもお申込みを受付けない場合があります。

##### (h) 本ファンドの名称についての留意点

本ファンドは、委託会社が設定している証券投資信託「ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称:GS ジャパン・ニュートラル)」とは別個のファンドであり、運用実績等も異なる場合があります。

(i) 繰上償還に関わる留意点

本ファンドは、受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て、繰上償還されることがあります。また、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(j) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(k) その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率とファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲に収まることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

(a) 1.575%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を特定日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

(b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

##### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。ただし、解約時の基準価額に対し0.2%の信託財産留保額をご負担いただきます。

##### (3)【信託報酬等】

###### (a) 基本報酬

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.05%（税込）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については販売会社の取扱いに係る純資産総額に応じて決められます。

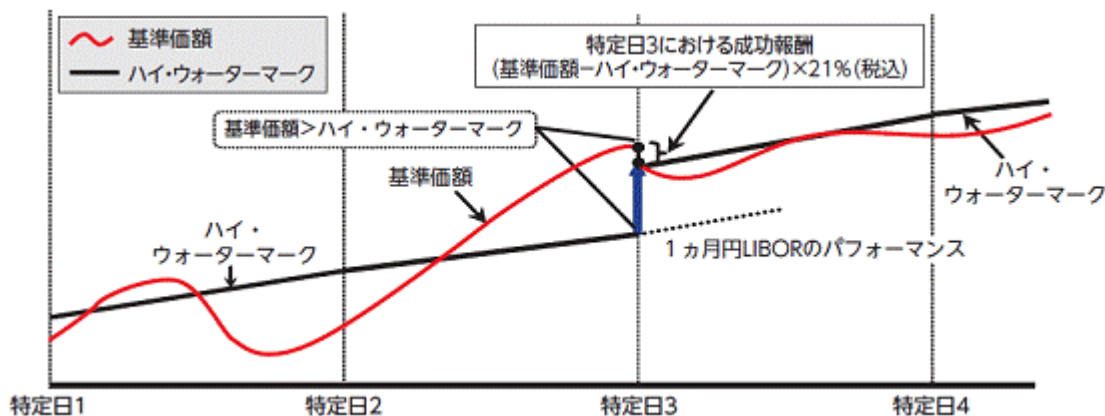
委託会社	販売会社	受託銀行
純資産総額に対し 年率0.4725%（税込）	純資産総額に対し 年率0.4725%（税込）	純資産総額に対し 年率0.1050%（税込）

なお、委託会社の報酬には、GSAMニューヨークへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

###### (b) 成功報酬

委託会社は、基本報酬に加えて、ある特定日（原則として毎月5日および20日。ただし、休業日の場合は、翌営業日とします。）の基準価額（基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前）が、その時点におけるハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に対して21%（税込）の割合の成功報酬を受領します。ある特定日におけるハイ・ウォーターマークとは、直前の特定日におけるハイ・ウォーターマーク（信託設定日の場合は1万口 = 1万円） + 1ヵ月円LIBORによる増加分（直前の特定日からの期間率、1年を360日とした日割り計算）とします。

ある特定日において成功報酬を受領された場合には、以後の成功報酬の計算について、当該特定日におけるハイ・ウォーターマークは、同日の基準価額（基本報酬、成功報酬および分配金控除後）とします。



- 1 ハイ・ウォーターマークの計算において適用される1ヵ月円LIBORは市場動向により変動します。
- 2 上記は例示をもって理解を深めるための概念図であり、本ファンドの将来の運用成果等につき保証または示唆するものではありません。また、基準価額がハイ・ウォーターマークを超えない場合には、成功報酬は受領されません。ある特定日においていったん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額ないし払戻されることはありません。

(c) 信託報酬（基本報酬および成功報酬）の支払いの時期および方法

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。なお、成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、下記照会先にお問い合わせいただければお知らせいたします。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (c) 信託財産に関する租税
- (d) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(c)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(d)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(d)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合<sup>\*1</sup>

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 × 10% <sup>*2</sup>

換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益 × 10% * 2
償還時	所得税および地方税	譲渡益 × 10% * 2

\* 1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

\* 2 2013年1月1日以降は、10.147%（所得税7.147%、地方税3%）となる予定です。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

#### < 個別元本について >

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >をご覧ください。）

#### < 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2012年12月31日まで：10%（所得税7%、地方税3%）
- ・2013年1月1日以後：10.147%（所得税7.147%、地方税3%）
- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、上場株式等の譲渡による損失（公募株式投資信託の買取差損・解約（償還）差損を含みます。）との損益通算が可能です。

#### 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2012年12月31日まで：7%（所得税7%）
- ・2013年1月1日以後：7.147%（所得税7.147%）
- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度は適用されません。

< 換金時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2012年12月31日まで：10%（所得税7%、地方税3%）
- ・2013年1月1日以後：10.147%（所得税7.147%、地方税3%）
- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2012年12月31日まで：7%（所得税7%）
- ・2013年1月1日以後：7.147%（所得税7.147%）
- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(2012年8月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		713,599,377	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		237,195	0.03
合計(純資産総額)		713,362,182	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 参考情報

&lt;ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド&gt;

(2012年8月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	14,050,310,480	82.90
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,898,962,747	17.10
合計(純資産総額)		16,949,273,227	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(2012年8月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量(口数)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド	570,696,879	1.2622	720,333,601	1.2504	713,599,377	100.03

## 種類別及び業種別投資比率

(2012年8月31日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

(2012年8月31日現在)

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

(2012年8月31日現在)

該当事項はありません。

## 参考情報

## &lt;ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド&gt;

## 投資有価証券の主要銘柄

## 株式(買建)

(2012年8月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	171,500	2,427.00	416,230,500	2,388.00	409,542,000	2.42
2	日本	株式	青山商事	小売業	238,900	1,544.00	368,861,600	1,537.00	367,189,300	2.17
3	日本	株式	住友商事	卸売業	347,300	1,097.00	380,988,100	1,036.00	359,802,800	2.12
4	日本	株式	三菱商事	卸売業	221,200	1,576.00	348,611,200	1,439.00	318,306,800	1.88
5	日本	株式	グローリー	機械	172,100	1,810.00	311,501,000	1,741.00	299,626,100	1.77
6	日本	株式	国際石油開発帝石	鉱業	660	464,474.55	306,553,205	445,000.00	293,700,000	1.73
7	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	401,800	789.00	317,020,200	730.00	293,314,000	1.73
8	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	106,600	2,647.00	282,170,200	2,472.00	263,515,200	1.55
9	日本	株式	日本梱包運輸倉庫	陸運業	256,400	969.00	248,451,600	1,011.00	259,220,400	1.53
10	日本	株式	大東建託	建設業	33,300	7,670.00	255,411,000	7,640.00	254,412,000	1.50
11	日本	株式	パンダイナムコホールディングス	その他製品	188,900	1,238.00	233,858,200	1,240.00	234,236,000	1.38
12	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	994	242,100.00	240,647,400	233,400.00	231,999,600	1.37
13	日本	株式	第一三共	医薬品	178,900	1,353.00	242,051,700	1,290.00	230,781,000	1.36
14	日本	株式	住友金属工業	鉄鋼	2,014,000	129.00	259,806,000	111.00	223,554,000	1.32
15	日本	株式	東亜合成	化学	767,000	329.00	252,343,000	289.00	221,663,000	1.31
16	日本	株式	セイノーホールディングス	陸運業	450,000	510.00	229,500,000	489.00	220,050,000	1.30
17	日本	株式	ダイハツ工業	輸送用機器	165,000	1,337.00	220,605,000	1,277.00	210,705,000	1.24
18	日本	株式	日揮	建設業	86,000	2,526.00	217,236,000	2,410.00	207,260,000	1.22
19	日本	株式	資生堂	化学	184,900	1,164.00	215,223,600	1,115.00	206,163,500	1.22
20	日本	株式	丸紅	卸売業	407,000	540.00	219,780,000	502.00	204,314,000	1.21
21	日本	株式	ジェイ エフ イーホールディングス	鉄鋼	199,700	1,142.00	228,057,400	988.00	197,303,600	1.16
22	日本	株式	東京センチュリーリース	その他金融業	130,200	1,502.00	195,560,400	1,461.00	190,222,200	1.12
23	日本	株式	アイシン精機	輸送用機器	74,400	2,619.00	194,853,600	2,490.00	185,256,000	1.09
24	日本	株式	上新電機	小売業	207,000	903.00	186,921,000	893.00	184,851,000	1.09
25	日本	株式	住友重機械工業	機械	683,000	297.00	202,851,000	269.00	183,727,000	1.08
26	日本	株式	カルソニックカンセイ	輸送用機器	485,000	400.00	194,000,000	377.00	182,845,000	1.08
27	日本	株式	イビデン	電気機器	147,900	1,361.00	201,291,900	1,182.00	174,817,800	1.03
28	日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	129,500	1,437.00	186,091,500	1,299.00	168,220,500	0.99
29	日本	株式	住友金属鉱山	非鉄金属	206,000	885.00	182,310,000	808.00	166,448,000	0.98
30	日本	株式	日産車体	輸送用機器	182,000	889.00	161,798,000	879.00	159,978,000	0.94

## 種類別及び業種別投資比率（買建）

（2012年8月31日現在）

国内 / 外国	業種	投資比率（％）
国内	水産・農林業	0.19
	鉱業	1.81
	建設業	3.62
	食料品	2.70
	繊維製品	0.95
	パルプ・紙	0.13
	化学	7.88
	医薬品	4.30
	石油・石炭製品	0.09
	ゴム製品	1.45
	ガラス・土石製品	0.04
	鉄鋼	4.23
	非鉄金属	1.86
	金属製品	0.53
	機械	4.75
	電気機器	4.26
	輸送用機器	8.46
	その他製品	2.23
	陸運業	4.20
	倉庫・運輸関連業	0.13
	情報・通信業	3.81
	卸売業	9.11
	小売業	6.14
	銀行業	2.68
	証券、商品先物取引業	0.17
	その他金融業	3.23
	不動産業	0.96
サービス業	3.02	
合計		82.90

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 株式(売建)

(2012年8月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	花王	化学	108,000	2,282.00	246,456,000	2,364.00	255,312,000	1.51
2	日本	株式	日東電工	化学	69,200	3,755.00	259,846,000	3,615.00	250,158,000	1.48
3	日本	株式	ニコン	精密機器	113,500	2,197.00	249,359,500	2,152.00	244,252,000	1.44
4	日本	株式	セガサミーホールディングス	機械	146,900	1,633.00	239,887,700	1,617.00	237,537,300	1.40
5	日本	株式	富士重工業	輸送用機器	376,000	662.00	248,912,000	626.00	235,376,000	1.39
6	日本	株式	第一生命保険	保険業	2,922	88,400.00	258,304,800	79,700.00	232,883,400	1.37
7	日本	株式	ヒロセ電機	電気機器	28,000	8,580.00	240,240,000	8,120.00	227,360,000	1.34
8	日本	株式	スルガ銀行	銀行業	252,000	913.00	230,076,000	901.00	227,052,000	1.34
9	日本	株式	日本オラクル	情報・通信業	59,600	3,728.68	222,229,661	3,785.00	225,586,000	1.33
10	日本	株式	日本ハム	食料品	212,000	1,061.00	224,932,000	1,053.00	223,236,000	1.32
11	日本	株式	マキタ	機械	82,900	2,993.00	248,119,700	2,664.00	220,845,600	1.30
12	日本	株式	ナブテスコ	機械	153,500	1,479.26	227,067,588	1,434.00	220,119,000	1.30
13	日本	株式	大和工業	鉄鋼	93,800	2,432.94	228,210,382	2,342.00	219,679,600	1.30
14	日本	株式	東和薬品	医薬品	43,500	4,640.00	201,840,000	5,050.00	219,675,000	1.30
15	日本	株式	小田急電鉄	陸運業	264,000	827.00	218,328,000	831.00	219,384,000	1.29
16	日本	株式	ショーボンドホールディングス	建設業	83,300	2,520.00	209,916,000	2,629.00	218,995,700	1.29
17	日本	株式	ミスミグループ本社	卸売業	112,000	2,034.00	227,808,000	1,953.00	218,736,000	1.29
18	日本	株式	ヤマハ発動機	輸送用機器	322,400	762.42	245,805,415	678.00	218,587,200	1.29
19	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	189,900	1,156.00	219,524,400	1,136.00	215,726,400	1.27
20	日本	株式	兼松	卸売業	2,385,000	91.00	217,035,000	90.00	214,650,000	1.27
21	日本	株式	光通信	情報・通信業	53,000	4,065.00	215,445,000	3,920.00	207,760,000	1.23
22	日本	株式	共英製鋼	鉄鋼	140,800	1,546.00	217,676,800	1,446.00	203,596,800	1.20
23	日本	株式	山陽特殊製鋼	鉄鋼	769,000	308.25	237,045,499	260.00	199,940,000	1.18
24	日本	株式	LIXILグループ	金属製品	118,200	1,686.33	199,324,737	1,681.00	198,694,200	1.17
25	日本	株式	シマノ	輸送用機器	35,100	5,680.00	199,368,000	5,640.00	197,964,000	1.17
26	日本	株式	マルハニチロホールディングス	水産・農林業	1,424,000	137.00	195,088,000	136.00	193,664,000	1.14
27	日本	株式	ツムラ	医薬品	78,300	2,433.00	190,503,900	2,413.00	188,937,900	1.11
28	日本	株式	DOWAホールディングス	非鉄金属	359,000	544.00	195,296,000	514.00	184,526,000	1.09
29	日本	株式	明治ホールディングス	食料品	49,200	3,663.51	180,244,875	3,650.00	179,580,000	1.06
30	日本	株式	カブコン	情報・通信業	111,100	1,590.00	176,649,000	1,556.00	172,871,600	1.02

## 種類別及び業種別投資比率（売建）

（2012年8月31日現在）

国内 / 外国	業種	投資比率（％）
国内	ガラス・土石製品	2.95
	サービス業	2.52
	その他金融業	0.30
	その他製品	1.08
	パルプ・紙	0.07
	医薬品	2.67
	卸売業	3.89
	化学	4.57
	海運業	0.05
	機械	7.02
	金属製品	1.93
	銀行業	4.13
	建設業	3.17
	小売業	2.79
	証券、商品先物取引業	0.25
	情報・通信業	4.80
	食料品	3.19
	水産・農林業	1.14
	精密機器	2.41
	石油・石炭製品	1.13
	繊維製品	0.61
	倉庫・運輸関連業	0.77
	鉄鋼	5.69
	電気・ガス業	1.03
	電気機器	8.86
	非鉄金属	2.05
不動産業	1.52	
輸送用機器	7.09	
陸運業	3.15	
保険業	2.58	
合計		83.39

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

(2012年8月31日現在)

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

(2012年8月31日現在)

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

2012年8月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期	(2003年2月20日)	790	790	1.0270	1.0270
第2期	(2003年8月20日)	6,185	6,244	1.0423	1.0523
第3期	(2004年2月20日)	6,501	6,533	1.0219	1.0269
第4期	(2004年8月20日)	9,183	9,270	1.0573	1.0673
第5期	(2005年2月21日)	7,244	7,311	1.0774	1.0874
第6期	(2005年8月22日)	10,999	11,098	1.1181	1.1281
第7期	(2006年2月20日)	9,942	9,987	1.0901	1.0951
第8期	(2006年8月21日)	8,503	8,580	1.0945	1.1045
第9期	(2007年2月20日)	7,307	7,371	1.1268	1.1368
第10期	(2007年8月20日)	6,254	6,282	1.0945	1.0995
第11期	(2008年2月20日)	5,761	5,787	1.0915	1.0965
第12期	(2008年8月20日)	4,655	4,677	1.0297	1.0347
第13期	(2009年2月20日)	3,635	3,653	0.9973	1.0023
第14期	(2009年8月20日)	3,195	3,212	0.9260	0.9310
第15期	(2010年2月22日)	1,849	1,859	0.9121	0.9171
第16期	(2010年8月20日)	1,285	1,293	0.8750	0.8800
第17期	(2011年2月21日)	1,199	1,206	0.9185	0.9235
第18期	(2011年8月22日)	780	785	0.9002	0.9052
第19期	(2012年2月20日)	766	771	0.8991	0.9041
第20期	(2012年8月20日)	717	721	0.8586	0.8636
	2011年8月末日	781	-	0.8978	-
	2011年9月末日	775	-	0.9097	-
	2011年10月末日	771	-	0.9050	-
	2011年11月末日	766	-	0.8991	-
	2011年12月末日	777	-	0.9122	-
	2012年1月末日	774	-	0.9079	-
	2012年2月末日	766	-	0.8955	-
	2012年3月末日	769	-	0.8982	-
	2012年4月末日	766	-	0.8956	-
	2012年5月末日	764	-	0.8927	-
	2012年6月末日	731	-	0.8755	-
	2012年7月末日	731	-	0.8758	-
	2012年8月末日	713	-	0.8503	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

## 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	自 2002年12月20日 至 2003年2月20日	0.0000
第2期	自 2003年2月21日 至 2003年8月20日	0.0100
第3期	自 2003年8月21日 至 2004年2月20日	0.0050
第4期	自 2004年2月21日 至 2004年8月20日	0.0100
第5期	自 2004年8月21日 至 2005年2月21日	0.0100
第6期	自 2005年2月22日 至 2005年8月22日	0.0100
第7期	自 2005年8月23日 至 2006年2月20日	0.0050
第8期	自 2006年2月21日 至 2006年8月21日	0.0100
第9期	自 2006年8月22日 至 2007年2月20日	0.0100
第10期	自 2007年2月21日 至 2007年8月20日	0.0050
第11期	自 2007年8月21日 至 2008年2月20日	0.0050
第12期	自 2008年2月21日 至 2008年8月20日	0.0050
第13期	自 2008年8月21日 至 2009年2月20日	0.0050
第14期	自 2009年2月21日 至 2009年8月20日	0.0050
第15期	自 2009年8月21日 至 2010年2月22日	0.0050
第16期	自 2010年2月23日 至 2010年8月20日	0.0050
第17期	自 2010年8月21日 至 2011年2月21日	0.0050
第18期	自 2011年2月22日 至 2011年8月22日	0.0050
第19期	自 2011年8月23日 至 2012年2月20日	0.0050
第20期	自 2012年2月21日 至 2012年8月20日	0.0050

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期	自 2002年12月20日 至 2003年 2月20日	2.7
第2期	自 2003年 2月21日 至 2003年 8月20日	2.5
第3期	自 2003年 8月21日 至 2004年 2月20日	1.5
第4期	自 2004年 2月21日 至 2004年 8月20日	4.4
第5期	自 2004年 8月21日 至 2005年 2月21日	2.8
第6期	自 2005年 2月22日 至 2005年 8月22日	4.7
第7期	自 2005年 8月23日 至 2006年 2月20日	2.1
第8期	自 2006年 2月21日 至 2006年 8月21日	1.3
第9期	自 2006年 8月22日 至 2007年 2月20日	3.9
第10期	自 2007年 2月21日 至 2007年 8月20日	2.4
第11期	自 2007年 8月21日 至 2008年 2月20日	0.2
第12期	自 2008年 2月21日 至 2008年 8月20日	5.2
第13期	自 2008年 8月21日 至 2009年 2月20日	2.7
第14期	自 2009年 2月21日 至 2009年 8月20日	6.6
第15期	自 2009年 8月21日 至 2010年 2月22日	1.0
第16期	自 2010年 2月23日 至 2010年 8月20日	3.5
第17期	自 2010年 8月21日 至 2011年 2月21日	5.5
第18期	自 2011年 2月22日 至 2011年 8月22日	1.4
第19期	自 2011年 8月23日 至 2012年 2月20日	0.4
第20期	自 2012年 2月21日 至 2012年 8月20日	3.9

## (4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	自 2002年12月20日 至 2003年2月20日	769,228,997 (0)	0 (0)	769,228,997 (0)
第2期	自 2003年2月21日 至 2003年8月20日	5,391,576,817 (0)	226,727,038 (0)	5,934,078,776 (0)
第3期	自 2003年8月21日 至 2004年2月20日	1,478,092,185 (0)	1,049,967,582 (0)	6,362,203,379 (0)
第4期	自 2004年2月21日 至 2004年8月20日	4,175,374,308 (0)	1,852,217,745 (0)	8,685,359,942 (0)
第5期	自 2004年8月21日 至 2005年2月21日	981,709,776 (0)	2,943,204,467 (0)	6,723,865,251 (0)
第6期	自 2005年2月22日 至 2005年8月22日	3,970,233,749 (0)	855,972,444 (0)	9,838,126,556 (0)
第7期	自 2005年8月23日 至 2006年2月20日	1,069,623,930 (0)	1,787,612,388 (0)	9,120,138,098 (0)
第8期	自 2006年2月21日 至 2006年8月21日	156,804,179 (0)	1,508,130,158 (0)	7,768,812,119 (0)
第9期	自 2006年8月22日 至 2007年2月20日	60,781,078 (0)	1,344,555,006 (0)	6,485,038,191 (0)
第10期	自 2007年2月21日 至 2007年8月20日	112,697,073 (0)	883,469,755 (0)	5,714,265,509 (0)
第11期	自 2007年8月21日 至 2008年2月20日	145,117,316 (0)	580,956,633 (0)	5,278,426,192 (0)
第12期	自 2008年2月21日 至 2008年8月20日	16,460,710 (0)	774,317,303 (0)	4,520,569,599 (0)
第13期	自 2008年8月21日 至 2009年2月20日	15,492,390 (0)	890,603,972 (0)	3,645,458,017 (0)
第14期	自 2009年2月21日 至 2009年8月20日	11,973,879 (0)	206,763,056 (0)	3,450,668,840 (0)
第15期	自 2009年8月21日 至 2010年2月22日	11,304,522 (0)	1,434,007,028 (0)	2,027,966,334 (0)
第16期	自 2010年2月23日 至 2010年8月20日	7,916,871 (0)	566,177,404 (0)	1,469,705,801 (0)
第17期	自 2010年8月21日 至 2011年2月21日	6,509,844 (0)	170,001,450 (0)	1,306,214,195 (0)
第18期	自 2011年2月22日 至 2011年8月22日	5,311,547 (0)	444,011,290 (0)	867,514,452 (0)
第19期	自 2011年8月23日 至 2012年2月20日	3,492,356 (0)	18,117,303 (0)	852,889,505 (0)
第20期	自 2012年2月21日 至 2012年8月20日	3,516,051 (0)	21,026,686 (0)	835,378,870 (0)

(注1) ( )内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

## （参考）運用実績

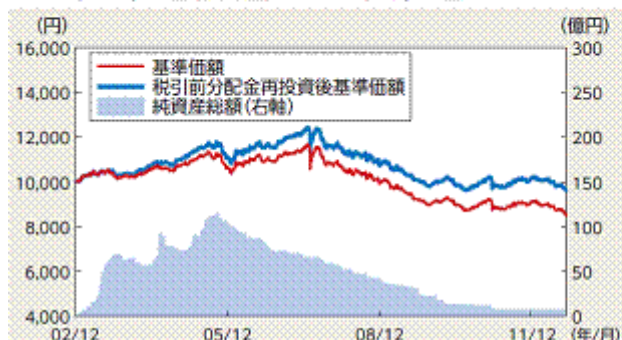
最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2012年8月31日現在

## 基準価額・純資産の推移

2002年12月20日（設定日）～2012年8月31日



## 基準価額・純資産総額

基準価額	8,503円
純資産総額	7.1億円

## 期間別騰落率(%) (税引前分配金再投資)

期間	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	設定来
ファンド	-2.35	-4.19	-4.49	-4.21	-4.68	-20.75	-3.90

## 分配の推移(円) (1万口当たり、税引前)

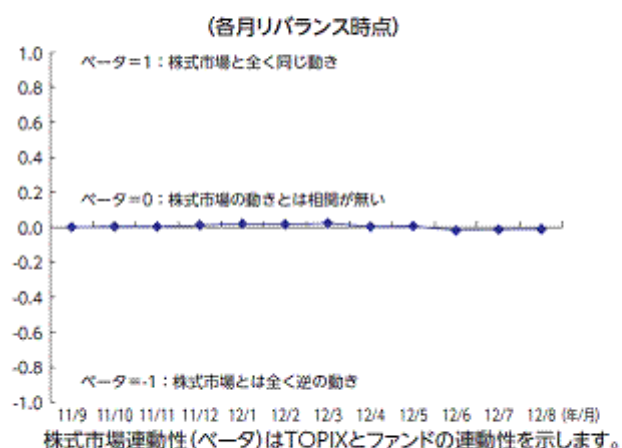
決算日	10 8/20	11 2/21	11 8/22	12 2/20	12 8/20	設定来累計
分配金	50	50	50	50	50	1,250

●税引前分配金再投資後基準価額および期間別騰落率(税引前分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

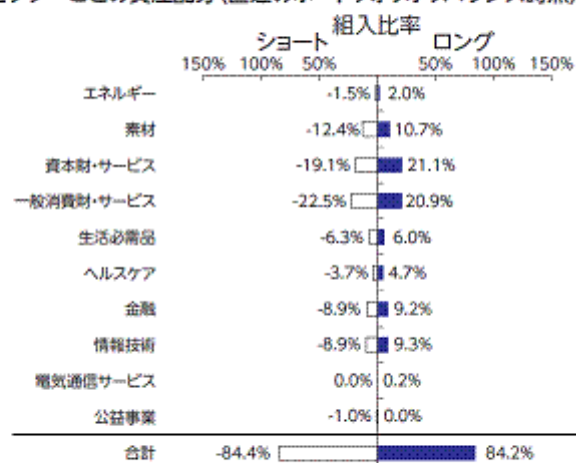
## 主要な資産の状況

## 株式市場連動性(ベータ)の推移(推定ベース)



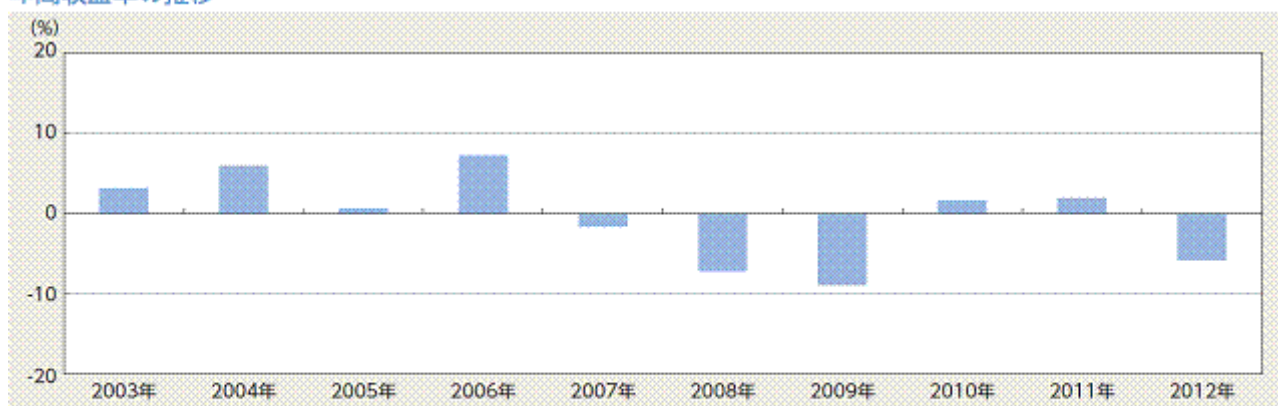
●上記は過去におけるマザーファンドのリバランス時の市場連動性(ベータ) (推定ベース)を時系列に示したものです。

## セクターごとの資産配分(直近のポートフォリオリバランス時点)



●上記は直近時点におけるマザーファンドのリバランス時の配分比率を示しています。

## 年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

●2012年は1月から8月末までの騰落率を表示しています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、毎月の特定日<sup>\*1</sup>の2営業日前の午後3時<sup>\*2</sup>までとします。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にお買付のお申込みが行われたものとして取扱います。

\*1 原則として毎月5日および20日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。

\*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(2) お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を販売会社との間で結んでいただきます。なお、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申出することができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、特定日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：日ニュート）。

(4) お買付単位は、1,000万円以上1円単位とします。ただし、販売会社によって最低買付単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 毎月の特定日において、金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は特定日の2営業日前までにすでに受付けた取得申込みを取消することができます。この場合、委託会社がかかる合理的な事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日から起算して3営業日目を特定日とします。さらに、特定日の前営業日または2営業日前において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、取得申込みの取消および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

### 2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金（解約）の申込みは、毎月の特定日<sup>\*1</sup>の2営業日前の午後3時<sup>\*2</sup>までに販売会社にお申込みください。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にご換金のお申込みが行われたものとして取扱います。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

\*1 原則として毎月5日および20日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。

\*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 受益者は、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) ご換金価額は、特定日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額<sup>\*</sup>として控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。手取額は、解約価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。

\* 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中で換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：日ニュート）。

(5) ご換金の代金は、特定日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 委託会社は、毎月の特定日において、金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑い

が生じた場合等を含みます。)があるときは、特定日の2営業日前までにすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。なお、この場合、委託会社がかかる事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日から起算して3営業日目を特定日とします。さらに、特定日の前営業日または2営業日前において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、一部解約の実行の請求の保留または取消および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

これにより一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は保留された一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、上記により定められる日を特定日として上記に準じて計算された価額とします。

- (7) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：日ニユト）。年2回（2月および8月）の決算時および償還時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、上記照会先電話番号にお問い合わせいただければお知らせいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2002年12月20日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

#### (4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年2月21日から8月20日までおよび8月21日から翌年2月20日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2002年12月20日から2003年2月20日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該日以降の営業日で該日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

#### (5)【その他】

##### a. 信託の終了

##### (a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

##### (b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し委託会社が新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。受託銀行が受託者を辞任したときは、委託会社は新受託者を選任します。また、委託会社は、信託約款に定める場合で、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができます。あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### c. その他の契約の変更

##### (a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

##### (b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMニューヨーク）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその他の理由により委託会社が必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### d. 反対者の買取請求権

上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a.また

は上記b.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみの方針により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

g. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

## 4【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益

分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、特定日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金（解約）手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間（2012年2月21日から2012年8月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【GS 日本株式マーケット・ニュートラル・オープン】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 (2012年2月20日現在)	第20期 (2012年8月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	775,303,701	725,536,718
流動資産合計	775,303,701	725,536,718
資産合計	775,303,701	725,536,718
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	4,264,447	4,176,894
未払受託者報酬	403,912	392,535
未払委託者報酬	3,635,158	3,532,789
その他未払費用	179,689	174,622
流動負債合計	8,483,206	8,276,840
負債合計	8,483,206	8,276,840
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	852,889,505	835,378,870
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	86,069,010	118,118,992
（分配準備積立金）	35,493,680	35,856,958
元本等合計	766,820,495	717,259,878
純資産合計	766,820,495	717,259,878
負債純資産合計	775,303,701	725,536,718

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第19期 自 2011年 8 月23日 至 2012年 2 月20日	第20期 自 2012年 2 月21日 至 2012年 8 月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	7,500,523	25,842,748
営業収益合計	7,500,523	25,842,748
営業費用		
受託者報酬	403,912	392,535
委託者報酬	3,635,158	3,532,789
その他費用	179,689	174,622
営業費用合計	4,218,759	4,099,946
営業利益又は営業損失( )	3,281,764	29,942,694
経常利益又は経常損失( )	3,281,764	29,942,694
当期純利益又は当期純損失( )	3,281,764	29,942,694
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	16,640	266,741
期首剰余金又は期首欠損金( )	86,560,390	86,069,010
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,839,241	2,157,636
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,839,241	2,157,636
剰余金減少額又は欠損金増加額	348,538	354,771
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	348,538	354,771
分配金	4,264,447	4,176,894
期末剰余金又は期末欠損金( )	86,069,010	118,118,992

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第19期 自 2011年 8月23日 至 2012年 2月20日	第20期 自 2012年 2月21日 至 2012年 8月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 2011年 8月20日及びその翌日が休業日のため、当計算期間期首は2011年 8月23日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

区分	第19期 (2012年 2月20日現在)	第20期 (2012年 8月20日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	867,514,452円	852,889,505円
期中追加設定元本額	3,492,356円	3,516,051円
期中一部解約元本額	18,117,303円	21,026,686円
2. 受益権の総数	852,889,505口	835,378,870口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は86,069,010円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は118,118,992円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第19期 自 2011年 8月23日 至 2012年 2月20日	第20期 自 2012年 2月21日 至 2012年 8月20日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	3,706,655円	5,375,873円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	27,841,695円	27,413,597円
分配準備積立金額	36,051,472円	34,657,979円
本ファンドの分配対象収益額	67,599,822円	67,447,449円
本ファンドの期末残存口数	852,889,505口	835,378,870口
1口当たり収益分配対象額	0.079259円	0.080738円
1口当たり分配金額	0.0050円	0.0050円
収益分配金金額	4,264,447円	4,176,894円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区分	第19期 自 2011年 8月23日 至 2012年 2月20日	第20期 自 2012年 2月21日 至 2012年 8月20日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	第19期 自 2011年 8月23日 至 2012年 2月20日	第20期 自 2012年 2月21日 至 2012年 8月20日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左  (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第19期 (2012年2月20日現在)	第20期 (2012年8月20日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	7,534,708	25,579,453
合計	7,534,708	25,579,453

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第19期 (2012年2月20日現在)	第20期 (2012年8月20日現在)
1口当たり純資産額	0.8991円	0.8586円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス 日本株式計 量マーケット・ニュートラル戦略マ ザーファンド	574,819,140	725,536,718	
合計			574,819,140	725,536,718	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 参考情報

本ファンドは、「ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## (1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2012年2月20日現在)	(2012年8月20日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		91,394	461,026
コール・ローン		1,875,136,874	1,429,202,445
株式		15,629,253,250	14,892,744,350
未収入金		1,411,442,945	903,097,215
未収配当金		20,106,900	17,830,350
未収利息		4,094	3,120
その他未収収益		742,737	732,575
差入保証金		17,242,257,154	15,931,931,505
流動資産合計		36,179,035,348	33,176,002,586
資産合計		36,179,035,348	33,176,002,586
負債の部			
流動負債			
売却借入有価証券		15,607,408,620	14,942,305,900
未払金		1,397,953,048	996,014,177
その他未払費用		19,452,750	19,657,407
流動負債合計		17,024,814,418	15,957,977,484
負債合計		17,024,814,418	15,957,977,484
純資産の部			
元本等			
元本		14,657,090,107	13,641,648,210
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金( )		4,497,130,823	3,576,376,892
元本等合計		19,154,220,930	17,218,025,102
純資産合計		19,154,220,930	17,218,025,102
負債純資産合計		36,179,035,348	33,176,002,586

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2011年 8月23日 至 2012年 2月20日	自 2012年 2月21日 至 2012年 8月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	株式、売却借入有価証券 移動平均法に基づき、法令及び社 団法人投資信託協会規則に従い、時 価評価しております。	株式、売却借入有価証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2012年 2月20日現在)	(2012年 8月20日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	16,460,395,249円	14,657,090,107円
期中追加設定元本額	14,627,510円	11,123,599円
期中一部解約元本額	1,817,932,652円	1,026,565,496円
期末元本額	14,657,090,107円	13,641,648,210円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス日本株式マーケット・ ニュートラル・ファンド	2,643,611,645円	2,494,943,124円
G S日本株式マーケット・ニュートラル・オープン	593,284,130円	574,819,140円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ ニュートラル・ファンド(適格機関投資家専用)	764,464,246円	761,534,710円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ ニュートラル・ファンド2(少人数私募)	1,677,236,763円	1,514,186,739円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ ニュートラル・ファンドD B 2(少人数私募)	4,827,086,625円	4,160,066,344円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ ニュートラル・ファンド(少人数私募/大口投資家 用)	4,151,406,698円	4,136,098,153円
2. 売却借入有価証券	当該有価証券売却取引 は、受渡に借入有価証券を 充当しております。なお、当 該借入有価証券（未返済 分）の時価評価額は、貸借 対照表に計上しておりま す。売却借入有価証券の時 価評価額と同額です。また、 当該取引の売買損益は、売 却借入有価証券の買戻し約 定日に計上されます。	同左
3. 受益権の総数	14,657,090,107口	13,641,648,210口

(金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2011年 8月23日 至 2012年 2月20日	自 2012年 2月21日 至 2012年 8月20日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は株式であり、金融負債は売却借入有価証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2011年 8月23日 至 2012年 2月20日	自 2012年 2月21日 至 2012年 8月20日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左  (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	(2012年2月20日現在)	(2012年8月20日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	1,490,555,721	413,465,547
資産合計	1,490,555,721	413,465,547
売却借入有価証券	1,435,069,780	260,414,602
負債合計	1,435,069,780	260,414,602

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

項目	(2012年2月20日現在)	(2012年8月20日現在)
1口当たり純資産額	1.3068円	1.2622円

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (3) 附属明細表

## 有価証券明細表

## (ア) 株式（買建）

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
日本水産	66,100	188.00	12,426,800	
サカタのタネ	9,500	1,045.00	9,927,500	
国際石油開発帝石	264	476,500.00	125,796,000	
石油資源開発	4,100	3,200.00	13,120,000	
東建コーポレーション	1,790	3,345.00	5,987,550	
太平工業	279,000	347.00	96,813,000	
大東建託	42,700	7,670.00	327,509,000	
パナホーム	16,000	461.00	7,376,000	
東京エネシス	54,000	361.00	19,494,000	
住友電設	61,100	538.00	32,871,800	
日揮	86,000	2,526.00	217,236,000	
日本製粉	216,000	345.00	74,520,000	
中部飼料	60,700	545.00	33,081,500	
日本甜菜製糖	273,000	161.00	43,953,000	
森永乳業	26,000	287.00	7,462,000	
雪印メグミルク	58,800	1,364.00	80,203,200	
米久	68,500	743.00	50,895,500	
アサヒグループホールディングス	15,600	1,872.00	29,203,200	
三国コカ・コーラボトリング	61,100	688.00	42,036,800	
コカ・コーラウエスト	17,900	1,393.00	24,934,700	
ダイドードリンコ	1,800	3,620.00	6,516,000	
ハウス食品	14,100	1,325.00	18,682,500	
フジッコ	19,000	999.00	18,981,000	
ロック・フィールド	3,400	1,511.00	5,137,400	
日本たばこ産業	22,300	2,456.00	54,768,800	
わらべや日洋	9,700	1,330.00	12,901,000	
日清紡ホールディングス	24,000	512.00	12,288,000	
倉敷紡績	280,000	138.00	38,640,000	
アツギ	1,293,000	94.00	121,542,000	
王子製紙	92,000	274.00	25,208,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
クラレ	129,300	931.00	120,378,300	
旭化成	246,000	430.00	105,780,000	
住友化学	36,000	221.00	7,956,000	
住友精化	178,000	298.00	53,044,000	
テイカ	78,000	245.00	19,110,000	
日本曹達	395,000	343.00	135,485,000	
東ソー	122,000	187.00	22,814,000	
東亜合成	767,000	329.00	252,343,000	
堺化学工業	83,000	245.00	20,335,000	
大陽日酸	334,000	420.00	140,280,000	
日本触媒	69,000	921.00	63,549,000	
積水樹脂	49,000	834.00	40,866,000	
日油	140,000	386.00	54,040,000	
中国塗料	24,000	391.00	9,384,000	
富士フイルムホールディングス	129,500	1,437.00	186,091,500	
資生堂	184,900	1,164.00	215,223,600	
マンダム	3,900	2,091.00	8,154,900	
有沢製作所	75,600	208.00	15,724,800	
東リ	361,000	154.00	55,594,000	
科研製薬	13,000	1,111.00	14,443,000	
エーザイ	7,800	3,640.00	28,392,000	
日医工	5,600	1,578.00	8,836,800	
生化学工業	6,200	869.00	5,387,800	
鳥居薬品	20,900	1,742.00	36,407,800	
第一三共	178,900	1,353.00	242,051,700	
大塚ホールディングス	171,500	2,427.00	416,230,500	
出光興産	2,300	6,640.00	15,272,000	
横浜ゴム	106,000	594.00	62,964,000	
東洋ゴム工業	216,000	222.00	47,952,000	
三ツ星ベルト	109,000	466.00	50,794,000	
バンドー化学	323,000	298.00	96,254,000	
住友金属工業	2,014,000	129.00	259,806,000	
神戸製鋼所	470,000	70.00	32,900,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
ジェイ エフ イー ホールディングス	245,200	1,142.00	280,018,400	
大阪製鐵	64,300	1,380.00	88,734,000	
住友鋼管	139,800	689.00	96,322,200	
モリ工業	227,000	263.00	59,701,000	
日本精線	112,000	346.00	38,752,000	
日本軽金属	250,000	93.00	23,250,000	
住友金属鉱山	206,000	885.00	182,310,000	
住友電気工業	146,700	965.00	141,565,500	
SUMCO	31,600	648.00	20,476,800	
ダイニチ工業	27,700	669.00	18,531,300	
東プレ	103,200	767.00	79,154,400	
やまびこ	98,800	919.00	90,797,200	
三井海洋開発	9,800	1,508.00	14,778,400	
住友重機械工業	683,000	297.00	202,851,000	
小森コーポレーション	71,600	417.00	29,857,200	
椿本チエイン	14,000	481.00	6,734,000	
平和	34,500	1,388.00	47,886,000	
SANKYO	7,600	3,770.00	28,652,000	
マースエンジニアリング	3,600	1,846.00	6,645,600	
ダイコク電機	6,200	1,556.00	9,647,200	
グローリー	172,100	1,810.00	311,501,000	
大和冷機工業	19,000	361.00	6,859,000	
大豊工業	56,300	838.00	47,179,400	
NTN	32,000	193.00	6,176,000	
ジェイテクト	101,600	731.00	74,269,600	
日本ピラー工業	59,000	611.00	36,049,000	
イビデン	147,900	1,361.00	201,291,900	
ブラザー工業	70,900	847.00	60,052,300	
東芝テック	248,000	325.00	80,600,000	
日東工業	19,700	1,362.00	26,831,400	
アンリツ	26,000	968.00	25,168,000	
TDK	9,500	3,550.00	33,725,000	
アルパイン	61,500	815.00	50,122,500	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
新電元工業	133,000	229.00	30,457,000	
日本デジタル研究所	56,800	886.00	50,324,800	
図研	71,400	544.00	38,841,600	
ローム	10,100	2,889.00	29,178,900	
K O A	141,900	731.00	103,728,900	
トヨタ紡織	7,700	972.00	7,484,400	
東海理化電機製作所	5,700	1,249.00	7,119,300	
三井造船	113,000	98.00	11,074,000	
日産自動車	401,800	789.00	317,020,200	
日産車体	182,000	889.00	161,798,000	
新明和工業	126,000	408.00	51,408,000	
カルソニックカンセイ	485,000	400.00	194,000,000	
太平洋工業	147,000	484.00	71,148,000	
アイシン精機	74,400	2,619.00	194,853,600	
ダイハツ工業	165,000	1,337.00	220,605,000	
本田技研工業	126,900	2,647.00	335,904,300	
ニプロ	30,200	481.00	14,526,200	
バンダイナムコホールディングス	188,900	1,238.00	233,858,200	
タカラトミー	19,800	476.00	9,424,800	
図書印刷	117,000	136.00	15,912,000	
共同印刷	229,000	194.00	44,426,000	
イトーキ	61,900	474.00	29,340,600	
三菱鉛筆	34,700	1,408.00	48,857,600	
日本通運	407,000	312.00	126,984,000	
日本梱包運輸倉庫	256,400	969.00	248,451,600	
セイノーホールディングス	522,000	510.00	266,220,000	
日立物流	79,400	1,360.00	107,984,000	
日本トランスシティ	77,000	287.00	22,099,000	
新日鉄ソリューションズ	8,500	1,492.00	12,682,000	
野村総合研究所	16,300	1,681.00	27,400,300	
シーエーシー	86,700	630.00	54,621,000	
エイベックス・グループ・ホールディングス	5,800	1,383.00	8,021,400	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
東京放送ホールディングス	6,400	870.00	5,568,000	
テレビ朝日	149	119,300.00	17,775,700	
スカパーJ S A Tホールディングス	1,181	34,300.00	40,508,300	
K D D I	76	565,000.00	42,940,000	
東映	15,000	382.00	5,730,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	994	242,100.00	240,647,400	
D T S	29,500	1,066.00	31,447,000	
シーイーシー	73,900	433.00	31,998,700	
T K C	84,800	1,601.00	135,764,800	
N S D	8,400	731.00	6,140,400	
双日	198,600	117.00	23,236,200	
あいホールディングス	10,800	447.00	4,827,600	
小野建	80,500	651.00	52,405,500	
伯東	58,400	762.00	44,500,800	
ガリバーインターナショナル	2,780	2,466.00	6,855,480	
丸紅	407,000	540.00	219,780,000	
東都水産	711,000	135.00	95,985,000	
住友商事	347,300	1,097.00	380,988,100	
内田洋行	475,000	226.00	107,350,000	
三菱商事	221,200	1,576.00	348,611,200	
西華産業	207,000	235.00	48,645,000	
菱電商事	47,000	483.00	22,701,000	
すてきなイスグループ	119,000	199.00	23,681,000	
三信電気	180,300	614.00	110,704,200	
オートバックスセブン	30,300	3,660.00	110,898,000	
イエローハット	4,900	1,189.00	5,826,100	
タキヒヨー	112,000	470.00	52,640,000	
ゲオホールディングス	224	91,200.00	20,428,800	
ポイント	11,480	2,935.00	33,693,800	
ハニーズ	39,860	1,152.00	45,918,720	
J . フロント リテイリング	24,000	399.00	9,576,000	
マツモトキヨシホールディングス	6,000	1,867.00	11,202,000	
ココカラファイン	2,800	2,787.00	7,803,600	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
ツルハホールディングス	4,200	5,020.00	21,084,000	
総合メディカル	2,500	2,878.00	7,195,000	
ゼンショーホールディングス	25,800	1,004.00	25,903,200	
上新電機	207,000	903.00	186,921,000	
AOKIホールディングス	42,400	1,645.00	69,748,000	
青山商事	238,900	1,544.00	368,861,600	
しまむら	2,000	9,350.00	18,700,000	
高島屋	44,000	590.00	25,960,000	
パルコ	7,400	943.00	6,978,200	
イズミヤ	121,000	417.00	50,457,000	
ユニー	12,300	710.00	8,733,000	
ゼビオ	9,600	1,670.00	16,032,000	
愛眼	41,200	312.00	12,854,400	
ファーストリテイリング	1,000	17,940.00	17,940,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	330,800	368.00	121,734,400	
三井住友トラスト・ホールディングス	223,000	220.00	49,060,000	
三井住友フィナンシャルグループ	61,800	2,500.00	154,500,000	
北越銀行	270,000	158.00	42,660,000	
筑波銀行	303,400	284.00	86,165,600	
七十七銀行	30,000	313.00	9,390,000	
東洋証券	227,000	144.00	32,688,000	
芙蓉総合リース	63,200	2,296.00	145,107,200	
東京センチュリーリース	140,700	1,502.00	211,331,400	
リコーリース	17,900	1,826.00	32,685,400	
イオンクレジットサービス	20,900	1,494.00	31,224,600	
オリックス	21,240	7,400.00	157,176,000	
東京建物	581,000	286.00	166,166,000	
大京	28,000	202.00	5,656,000	
タクトホーム	83	80,000.00	6,640,000	
ケネディクス	10,677	7,900.00	84,348,300	
ダスキン	94,200	1,577.00	148,553,400	
ラウンドワン	340,800	389.00	132,571,200	
リゾートトラスト	4,700	1,459.00	6,857,300	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
ビー・エム・エル	26,200	1,992.00	52,190,400	
ワタベウェディング	28,000	740.00	20,720,000	
エイチ・アイ・エス	4,400	2,760.00	12,144,000	
共立メンテナンス	4,700	1,762.00	8,281,400	
トーカイ	7,000	1,995.00	13,965,000	
メイテック	23,600	1,745.00	41,182,000	
合計			14,892,744,350	

## (イ) 売却借入有価証券

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
マルハニチロホールディングス	1,424,000	137.00	195,088,000	
ショーボンドホールディングス	90,100	2,520.00	227,052,000	
ミサワホーム	72,000	1,073.00	77,256,000	
大成建設	78,000	223.00	17,394,000	
前田建設工業	224,000	353.00	79,072,000	
千代田化工建設	118,000	1,068.00	126,024,000	
新興プランテック	91,600	716.00	65,585,600	
森永製菓	77,000	183.00	14,091,000	
江崎グリコ	29,000	940.00	27,260,000	
日本ハム	220,000	1,061.00	233,420,000	
伊藤ハム	291,000	339.00	98,649,000	
東洋紡績	975,000	92.00	89,700,000	
T S Iホールディングス	27,500	507.00	13,942,500	
三菱製紙	128,000	71.00	9,088,000	
日産化学工業	31,100	940.00	29,234,000	
J S R	118,800	1,394.00	165,607,200	
花王	113,800	2,282.00	259,691,600	
大日本塗料	292,000	90.00	26,280,000	
関西ペイント	191,000	792.00	151,272,000	
日東電工	70,700	3,755.00	265,478,500	
日本バルカー工業	250,000	219.00	54,750,000	
ユニ・チャーム	52,400	4,500.00	235,800,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
久光製薬	10,700	4,140.00	44,298,000	
ツムラ	78,300	2,433.00	190,503,900	
東和薬品	46,400	4,640.00	215,296,000	
昭和シェル石油	214,100	435.00	93,133,500	
東燃ゼネラル石油	160,000	685.00	109,600,000	
住友大阪セメント	589,000	274.00	161,386,000	
太平洋セメント	209,000	175.00	36,575,000	
東海カーボン	27,000	274.00	7,398,000	
日本碍子	211,000	1,017.00	214,587,000	
日本特殊陶業	200,000	892.00	178,400,000	
東京製鐵	295,300	306.00	90,361,800	
共英製鋼	140,800	1,546.00	217,676,800	
大和工業	93,300	2,434.00	227,092,200	
大同特殊鋼	48,000	451.00	21,648,000	
山陽特殊製鋼	627,000	313.00	196,251,000	
日立金属	24,000	919.00	22,056,000	
大平洋金属	182,000	278.00	50,596,000	
日本電工	605,000	243.00	147,015,000	
東邦亜鉛	246,000	293.00	72,078,000	
DOWAホールディングス	359,000	544.00	195,296,000	
古河機械金属	190,000	73.00	13,870,000	
住友軽金属工業	1,013,000	76.00	76,988,000	
アサヒホールディングス	9,700	1,365.00	13,240,500	
三協・立山ホールディングス	169,000	154.00	26,026,000	
LIXILグループ	107,500	1,684.00	181,030,000	
高周波熱錬	21,900	590.00	12,921,000	
日本発條	118,300	828.00	97,952,400	
東芝機械	421,000	328.00	138,088,000	
オーエスジー	11,400	1,171.00	13,349,400	
旭ダイヤモンド工業	64,700	962.00	62,241,400	
森精機製作所	113,800	559.00	63,614,200	
島精機製作所	21,900	1,119.00	24,506,100	
ナブテスコ	122,700	1,482.00	181,841,400	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
オイレス工業	2,800	1,647.00	4,611,600	
クボタ	171,000	756.00	129,276,000	
ダイキン工業	39,400	2,118.00	83,449,200	
加藤製作所	25,000	293.00	7,325,000	
セガサミーホールディングス	146,900	1,633.00	239,887,700	
T P R	64,900	1,062.00	68,923,800	
不二越	107,000	265.00	28,355,000	
マキタ	87,100	2,993.00	260,690,300	
日立造船	135,000	91.00	12,285,000	
三菱重工業	38,000	347.00	13,186,000	
ミネベア	597,000	314.00	187,458,000	
三菱電機	99,000	696.00	68,904,000	
富士電機	194,000	183.00	35,502,000	
マブチモーター	5,100	3,400.00	17,340,000	
日新電機	212,000	590.00	125,080,000	
日立国際電気	80,000	536.00	42,880,000	
ミツミ電機	175,700	508.00	89,255,600	
ヒロセ電機	28,900	8,580.00	247,962,000	
日本光電工業	36,500	2,699.00	98,513,500	
堀場製作所	7,100	2,359.00	16,748,900	
アドバンテスト	210,800	1,156.00	243,684,800	
スタンレー電気	16,100	1,244.00	20,028,400	
ウシオ電機	39,700	969.00	38,469,300	
浜松ホトニクス	7,400	2,847.00	21,067,800	
京セラ	11,600	6,900.00	80,040,000	
村田製作所	19,600	4,190.00	82,124,000	
大日本スクリーン製造	87,000	499.00	43,413,000	
トヨタ自動車	13,600	3,245.00	44,132,000	
三菱自動車工業	946,000	78.00	73,788,000	
武蔵精密工業	6,500	1,470.00	9,555,000	
日信工業	4,000	1,122.00	4,488,000	
N O K	129,800	1,447.00	187,820,600	
プレス工業	28,000	361.00	10,108,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
マツダ	1,611,000	97.00	156,267,000	
富士重工業	392,000	662.00	259,504,000	
ヤマハ発動機	335,300	764.00	256,169,200	
豊田合成	58,300	1,747.00	101,850,100	
シマノ	35,100	5,680.00	199,368,000	
タカタ	27,700	1,646.00	45,594,200	
日機装	19,000	894.00	16,986,000	
島津製作所	96,000	578.00	55,488,000	
東京精密	7,100	1,269.00	9,009,900	
ニコン	117,500	2,197.00	258,147,500	
タムロン	58,800	2,623.00	154,232,400	
パラマウントベッドホールディングス	16,400	2,307.00	37,834,800	
フジシールインターナショナル	32,300	1,523.00	49,192,900	
凸版印刷	69,000	489.00	33,741,000	
リンテック	18,900	1,566.00	29,597,400	
東北電力	13,400	564.00	7,557,600	
東京瓦斯	386,000	423.00	163,278,000	
相鉄ホールディングス	115,000	268.00	30,820,000	
京浜急行電鉄	102,000	759.00	77,418,000	
小田急電鉄	264,000	827.00	218,328,000	
京王電鉄	226,000	606.00	136,956,000	
京阪電気鉄道	37,000	392.00	14,504,000	
山九	61,000	289.00	17,629,000	
日本郵船	49,000	177.00	8,673,000	
三菱倉庫	16,000	912.00	14,592,000	
郵船ロジスティクス	50,000	877.00	43,850,000	
近鉄エクスプレス	28,500	2,454.00	69,939,000	
コーエーテクモホールディングス	31,000	629.00	19,499,000	
ネクソン	32,200	1,254.00	40,378,800	
ソネットエンタテインメント	68	565,000.00	38,420,000	
日本オラクル	51,200	3,720.00	190,464,000	
光通信	53,000	4,065.00	215,445,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	26,200	1,250.00	32,750,000	
カプコン	111,100	1,590.00	176,649,000	
ナガイレーベン	3,900	1,240.00	4,836,000	
メディカルホールディングス	4,600	1,157.00	5,322,200	
長瀬産業	7,200	953.00	6,861,600	
兼松	2,529,000	91.00	230,139,000	
山善	18,500	536.00	9,916,000	
ユアサ商事	539,000	147.00	79,233,000	
岩谷産業	295,000	291.00	85,845,000	
モスフードサービス	16,600	1,591.00	26,410,600	
ミスミグループ本社	113,700	2,034.00	231,265,800	
エービーシー・マート	65,100	3,155.00	205,390,500	
良品計画	1,900	4,455.00	8,464,500	
メガネトップ	107,900	893.00	96,354,700	
スギホールディングス	11,300	2,678.00	30,261,400	
エイチ・ツー・オー リテイリング	233,000	829.00	193,157,000	
新生銀行	310,000	98.00	30,380,000	
あおぞら銀行	246,000	203.00	49,938,000	
東京都民銀行	50,600	806.00	40,783,600	
山形銀行	162,000	350.00	56,700,000	
岩手銀行	20,400	3,665.00	74,766,000	
スルガ銀行	255,000	913.00	232,815,000	
百五銀行	177,000	359.00	63,543,000	
京都銀行	132,000	649.00	85,668,000	
百十四銀行	24,000	313.00	7,512,000	
紀陽ホールディングス	325,000	111.00	36,075,000	
愛知銀行	7,300	4,610.00	33,653,000	
丸三証券	59,200	272.00	16,102,400	
いちよし証券	78,600	406.00	31,911,600	
マネックスグループ	1,380	13,690.00	18,892,200	
N K S Jホールディングス	75,300	1,577.00	118,748,100	
M S & A Dインシュアランスグループホール	16,400	1,369.00	22,451,600	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
ソニーフィナンシャルホールディングス	57,600	1,350.00	77,760,000	
第一生命保険	2,922	88,400.00	258,304,800	
東京海上ホールディングス	13,000	1,971.00	25,623,000	
日立キャピタル	32,300	1,422.00	45,930,600	
三菱UFJリース	2,030	3,550.00	7,206,500	
ダイビル	184,800	541.00	99,976,800	
テーオーシー	192,600	413.00	79,543,800	
エヌ・ティ・ティ都市開発	1,902	64,400.00	122,488,800	
ディー・エヌ・エー	47,500	2,196.00	104,310,000	
博報堂DYホールディングス	8,830	5,240.00	46,269,200	
オリエンタルランド	16,000	9,960.00	159,360,000	
ユー・エス・エス	790	8,670.00	6,849,300	
ベネッセホールディングス	26,600	3,765.00	100,149,000	
合計			14,942,305,900	

(ウ) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2012年8月31日現在)

資産総額	713,599,377円
負債総額	237,195円
純資産総額( - )	713,362,182円
発行済口数	838,958,795口
1口当たり純資産額( / )	0.8503円

## 参考情報

&lt;ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド&gt;

## 純資産額計算書

(2012年8月31日現在)

資産総額	31,987,200,220円
負債総額	15,037,926,993円
純資産総額( - )	16,949,273,227円
発行済口数	13,555,059,261口
1口当たり純資産額( / )	1.2504円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### a．受益権の名義書換

該当事項はありません。

### b．受益者に対する特典

該当事項はありません。

### c．受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

### d．その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

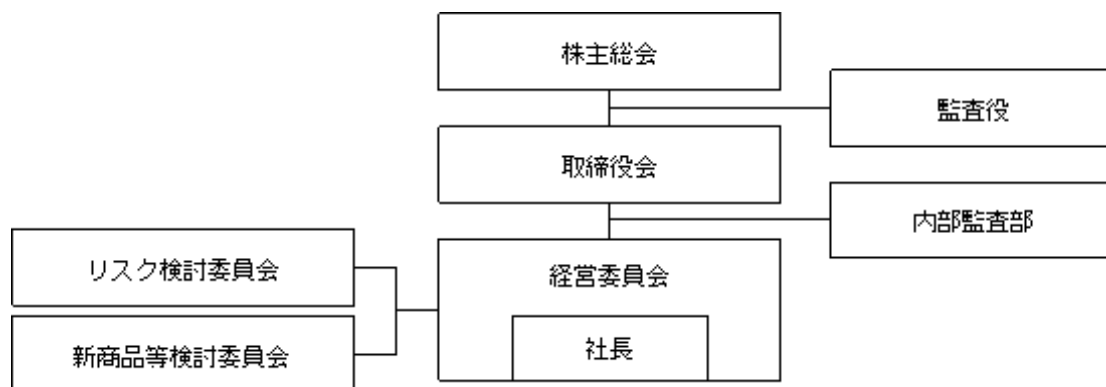
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

##### 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、戦略株式運用部、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメンツ・アンド・マネージャー・セレクション部、不動産運用部およびマルチプロダクト・ファンド室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

### 委託会社の運用するファンド

2012年9月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	99	1,078,126,756,253
合計	99	1,078,126,756,253

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

期別		第16期 (平成23年3月31日現在)			第17期 (平成24年3月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			5,260,116			3,285,446	
有価証券			11,996,812			11,797,976	
支払委託金			26			25	
収益分配金		26			25		
前払費用			12,310			468	
未収入金	* 1		-			406,284	
未収委託者報酬			1,179,339			1,064,467	
未収運用受託報酬			974,480			1,026,201	
未収収益	* 1		503,943			159,925	
立替金			84,372			34,566	
繰延税金資産			441,173			489,782	
流動資産計			20,452,575	87.7		18,265,146	90.9
固定資産							
無形固定資産			133,057			694	
ソフトウェア		132,362			-		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			2,748,369			1,830,583	
投資有価証券		1,087,459			684,540		
長期差入保証金		-			10,000		
繰延税金資産		1,636,928			1,135,876		
その他の投資等		23,981			166		
固定資産計			2,881,426	12.3		1,831,278	9.1
資産合計			23,334,002	100.0		20,096,424	100.0

期別		第16期 (平成23年3月31日現在)			第17期 (平成24年3月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			305			82	
未払金			500,286			853,668	
未払収益分配金		125			151		
未払償還金		72			72		
未払手数料		500,088			447,157		
その他未払金		-			406,287		
未払費用	* 1		2,176,374			1,998,271	
未払法人税等			629,052			190,726	
未払消費税等			32,752			30,533	
流動負債計			3,338,771	14.3		3,073,282	15.3
固定負債							
長期未払費用	* 1		3,631,711			2,945,495	
役員退職慰労引当金			875,845			222,911	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			4,508,207	19.3		3,169,057	15.8
特別法上の準備金							
金融商品取引責任準備金			0			-	
特別法上の準備金計			0	0.0		-	0.0
負債合計			7,846,979	33.6		6,242,339	31.1

期別		第16期 (平成23年3月31日現在)			第17期 (平成24年3月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			14,559,911			12,921,678	
その他利益剰余金		14,559,911			12,921,678		
繰越利益剰余金		14,559,911			12,921,678		
株主資本合計			15,439,911	66.2		13,801,678	68.7
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		47,111			52,406		
評価・換算差額等合計			47,111	0.2		52,406	0.3
純資産合計			15,487,022	66.4		13,854,085	68.9
負債・純資産合計			23,334,002	100.0		20,096,424	100.0

## (2) 【損益計算書】

期別		第16期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日			第17期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日		
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
委託者報酬			11,155,324			9,262,739	
運用受託報酬	* 2		6,524,566			5,636,349	
その他営業収益	* 2		5,720,903			5,514,145	
営業収益計			23,400,795	100.0		20,413,234	100.0
営業費用							
支払手数料			5,811,677			4,702,587	
広告宣伝費			77,931			165,456	
調査費			4,138,815			4,318,795	
調査費		0				-	
委託調査費	* 2	4,138,814			4,318,795		
委託計算費			200,594			163,984	
営業雑経費			435,984			365,639	
通信費		247,413			212,981		
印刷費		160,208			130,935		
協会費		28,362			21,722		
営業費用計			10,665,004	45.6		9,716,463	47.6
一般管理費							
給料			6,888,334			5,308,793	
役員報酬		161,011			163,438		
給料・手当		3,004,836			2,866,902		
賞与		1,029,476			488,900		
株式従業員報酬	* 1,2	778,541			199,573		
その他の報酬		1,914,468			1,589,978		
交際費			39,406			26,547	
寄付金			44,518			92,237	
旅費交通費			217,421			204,386	
租税公課			47,335			60,314	
不動産賃借料			576,617			458,251	
退職給付費用			811,570			635,720	
固定資産減価償却費			49,760			24,336	
事務委託費			313,451			386,181	
諸経費			1,218,027			1,284,675	
一般管理費計			10,206,444	43.6		8,481,445	41.5
営業利益			2,529,346	10.8		2,215,325	10.9

期別		第16期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日			第17期 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日			
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常 損益 の部	営業外収益							
	為替差益			16,136			-	
	受取利息			21,964			21,224	
	投資有価証券売却益			-			77,795	
	株式従業員報酬	* 1,2		55,488			251,012	
	雑益			165			2,903	
	営業外収益計			93,755	0.4		352,935	1.7
	営業外費用							
	支払利息			-			0	
	為替差損			-			22,648	
	雑損			0			0	
営業外費用計			0	0.0		22,649	0.1	
経常利益				2,623,101	11.2		2,545,612	12.5

期別		第16期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日			第17期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日		
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
特別 損益 の部	特別利益						
	金融商品取引責任準備 金戻入額		-			0	
	特別利益計		-	0.0		0	0.0
	特別損失						
	特別損失計		-	0.0		-	0.0
税引前当期純利益			2,623,101	11.2		2,545,613	12.5
法人税、住民税及び事業税			1,158,841	5.0		731,215	3.6
法人税等調整額			5,213	0.0		452,629	2.2
当期純利益			1,459,046	6.2		1,361,767	6.7

## （ 3 ）【株主資本等変動計算書】

第16期  
（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成22年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,600,864	15,600,864	16,480,864	42,747	42,747	16,523,611
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				2,500,000	2,500,000	2,500,000			2,500,000
当期純利益				1,459,046	1,459,046	1,459,046			1,459,046
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							4,364	4,364	4,364
事業年度中の変動額合計	-	-	-	1,040,953	1,040,953	1,040,953	4,364	4,364	1,036,588
平成23年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	14,559,911	14,559,911	15,439,911	47,111	47,111	15,487,022

第17期  
（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成23年4月1日残高	490,000	390,000	390,000	14,559,911	14,559,911	15,439,911	47,111	47,111	15,487,022
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				3,000,000	3,000,000	3,000,000			3,000,000
当期純利益				1,361,767	1,361,767	1,361,767			1,361,767
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							5,294	5,294	5,294
事業年度中の変動額合計	-	-	-	1,638,232	1,638,232	1,638,232	5,294	5,294	1,632,937
平成24年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	12,921,678	12,921,678	13,801,678	52,406	52,406	13,854,085

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>無形固定資産 定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。</p> <p>(2) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(3) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>

<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法  役員及び従業員に付与されており  ます、ザ・ゴールドマン・サックス・グ  ループ・インク株式に係る報酬につい  ては、企業会計基準第8号「ストック  ・オプション等に関する会計基準」及  び企業会計基準適用指針第11号「ス  tock・オプション等に関する会計基  準の適用指針」に準じて、権利付与日  公正価値及び付与された株数に基づき  計算される費用を権利確定計算期間に  わたり人件費（営業費用及び一般管理  費）として処理しております。また、ザ  ・ゴールドマン・サックス・グループ  ・インクおよびゴールドマン・サック  ス・ジャパン・ホールディングス有限  会社との契約に基づき当社が負担す  る、権利付与日以降の株価の変動によ  り発生する損益については営業外損益  として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理  消費税及び地方消費税の会計処理は、  税抜方式によっております。</p>
-----------------------------------	--

## 表示方法の変更

<p>その他の報酬に関する表示方法の変更</p>	<p>従来、関係会社から振替えられる兼職職  員関連の費用は、全て「一般管理費」の  「その他の報酬」に含めておりました  が、人件費以外の費用も一部含まれてい  ることから、当会計年度より、当該人件費  以外の金額を財務諸表により明瞭に反映  させるため、「一般管理費」の「諸経  費」に含めることとしました。</p> <p>この表示方法の変更を反映させるため、  前会計年度の財務諸表の組替えを行って  おります。</p> <p>この結果、前会計年度の損益計算書にお  いて、「一般管理費」の「給料」及び  「その他の報酬」並びに「諸経費」に表  示していた7,651,162千円、2,677,296千  円及び455,198千円は、それぞれ、  6,888,334千円、1,914,468千円及び  1,218,027千円に組替えられております。</p>
--------------------------	--

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第16期 （平成23年3月31日現在）	第17期 （平成24年3月31日現在）
<p>* 1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <p>流動資産</p> <p>未収収益 138,806千円</p> <p>流動負債</p> <p>未払費用 40,141千円</p> <p>固定負債</p> <p>長期未払費用 116,408千円</p>	<p>* 1 関係会社項目 同左</p> <p>流動資産</p> <p>未収入金 404,033千円</p>

## （損益計算書関係）

第16期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	第17期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
<p>* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますが、ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p> <p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>営業収益</p> <p>運用受託報酬 1,154,351千円</p> <p>その他営業収益 5,677,633千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 4,138,814千円</p> <p>株式従業員報酬 119,593千円</p> <p>営業外費用</p> <p>株式従業員報酬 124,855千円</p>	<p>* 1 株式従業員報酬 同左</p> <p>* 2 関係会社項目 同左</p> <p>営業収益</p> <p>その他営業収益 5,452,985千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 4,318,795千円</p> <p>営業外収益</p> <p>株式従業員報酬 56,181千円</p>

## （株主資本等変動計算書関係）

第16期（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

## 2 配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成22年 9月27日 臨時株主総会	普通株式	2,500,000	390,625	平成22年 9月30日	平成22年 9月30日

第17期（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

## 2 配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成24年 3月12日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	468,750	平成24年 3月22日	平成24年 3月22日

## （リース取引関係）

第16期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）	第17期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

## （金融商品に関する注記）

第16期  
（自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日）

## (1) 金融商品の状況に関する事項

## 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。

## 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であり、当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の70%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第16期  
(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,260,116	5,260,116	-
有価証券			
其他有価証券	11,996,812	11,996,812	-
未収委託者報酬	1,179,339	1,179,339	-
未収運用受託報酬	974,480	974,480	-

## 金融商品の時価の算定方法

上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,260,116	-	-	-	-	-
有価証券						
其他有価証券の うち満期があるもの	12,000,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,179,339	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	974,480	-	-	-	-	-

## 第17期

（自 平成23年 4月 1日  
至 平成24年 3月31日）

## (1) 金融商品の状況に関する事項

## 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。

## 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内を設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の75%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第17期  
(自 平成23年4月1日  
至 平成24年3月31日)

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,285,446	3,285,446	-
有価証券			
其他有価証券	11,797,976	11,797,976	-
未収委託者報酬	1,064,467	1,064,467	-
未収運用受託報酬	1,026,201	1,026,201	-

## 金融商品の時価の算定方法

上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	3,285,446	-	-	-	-	-
有価証券						
其他有価証券の うち満期があるもの	11,800,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,064,467	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,026,201	-	-	-	-	-

## （有価証券関係）

第16期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）					第17期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）	区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	1,008,026	1,087,459	79,432	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	600,000	684,540	84,540
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	コマーシャル・ペーパー	11,996,812	11,996,812	-	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	コマーシャル・ペーパー	11,797,976	11,797,976	-
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
					売却額（千円）			売却益の合計額 （千円）	
					1,095,821			77,795	
								-	

## （デリバティブ取引関係）

第16期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）	第17期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

## （退職給付関係）

第16期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）	第17期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。	1 採用している退職給付制度の概要 同左
2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	2 退職給付費用に関する事項 同左

## （税効果会計関係）

第16期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	第17期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）																																																				
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">371,686千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">48,985</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">20,502</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">441,173</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（流動負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">小計</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">441,173</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,275,508</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">356,412</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">37,328</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,669,249</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">32,321</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">32,321</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,636,928千円</td> </tr> </table>	未払費用	371,686千円	未払事業税	48,985	その他	20,502	小計	441,173	小計	-	繰延税金資産の純額	441,173	長期未払費用	1,275,508	役員退職慰労引当金	356,412	その他	37,328	小計	1,669,249	その他有価証券評価差額金	32,321	小計	32,321	繰延税金資産の純額	1,636,928千円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">456,569千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">15,881</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">17,331</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">489,782</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（流動負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">小計</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">489,782</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,033,933</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">81,558</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">52,518</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,168,010</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">32,133</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">32,133</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,135,876千円</td> </tr> </table>	未払費用	456,569千円	未払事業税	15,881	その他	17,331	小計	489,782	小計	-	繰延税金資産の純額	489,782	長期未払費用	1,033,933	役員退職慰労引当金	81,558	その他	52,518	小計	1,168,010	その他有価証券評価差額金	32,133	小計	32,133	繰延税金資産の純額	1,135,876千円
未払費用	371,686千円																																																				
未払事業税	48,985																																																				
その他	20,502																																																				
小計	441,173																																																				
小計	-																																																				
繰延税金資産の純額	441,173																																																				
長期未払費用	1,275,508																																																				
役員退職慰労引当金	356,412																																																				
その他	37,328																																																				
小計	1,669,249																																																				
その他有価証券評価差額金	32,321																																																				
小計	32,321																																																				
繰延税金資産の純額	1,636,928千円																																																				
未払費用	456,569千円																																																				
未払事業税	15,881																																																				
その他	17,331																																																				
小計	489,782																																																				
小計	-																																																				
繰延税金資産の純額	489,782																																																				
長期未払費用	1,033,933																																																				
役員退職慰労引当金	81,558																																																				
その他	52,518																																																				
小計	1,168,010																																																				
その他有価証券評価差額金	32,133																																																				
小計	32,133																																																				
繰延税金資産の純額	1,135,876千円																																																				
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69 %</td> </tr> <tr> <td>（調整）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正</td> <td style="text-align: right;">6.24 %</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">- 0.42 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">46.51 %</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.69 %	（調整）		法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正	6.24 %	その他	- 0.42 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.51 %																																										
法定実効税率	40.69 %																																																				
（調整）																																																					
法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正	6.24 %																																																				
その他	- 0.42 %																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.51 %																																																				

<p style="text-align: center;">第16期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）</p>	<p style="text-align: center;">第17期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）</p>
<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。</p>	<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度以降、平成27年3月31日までに終了する事業年度までに解消が見込まれる一時差異については38.01%、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は156,460千円減少し、その他有価証券評価差額金が2,268千円、法人税等調整額が158,728千円それぞれ増加しております。</p>
<p>4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。</p>	<p>4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。</p>

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第16期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

第16期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	11,155,324	6,524,566	5,720,903	23,400,795

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
20,628,449	2,772,345	23,400,795

海外の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第17期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

第17期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	9,262,739	5,636,349	5,514,145	20,413,234

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
18,556,174	1,857,060	20,413,234

海外の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。



( 関連当事者との取引 )

第16期  
( 自 平成22年 4 月 1 日  
至 平成23年 3 月31日 )

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ザ・ゴールド マン・サ ックス・ グループ・ インク	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	6,965 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	株式従業 員報酬の 配賦	営業費用及び 一般管理費 (注1)	119,593	未払費用	40,141
							株式従業員報 酬(注1)	124,855	長期未払 費用	116,408
親会社	ゴールドマ ン・サック ス・アセッ ト・マネジ メント・エ ル・ピー	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	22 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	運用受託報酬 (注2)	1,154,351	未収収益	138,806
							その他営業収 益(注2)	5,677,633		
							委託調査費の 支払(注2)	4,138,814		

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

(注2) 運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

## 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第16期  
(自平成22年4月1日  
至平成23年3月31日)

## 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス証券株式 会社	東京都港 区	83,616 百万円	金融商品取 引業		業務委託 役員の兼 任  有価証券 の購入	支払手数料  兼務従業員の 人件費等の支 払(注1)  受取利息	149,454  2,565,003  21,114	未払手数 料  未払費用  有価証券 立替金	17,326  474,311  11,996,812  38
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・ジャパ ン・ホール ディングス有 限会社	東京都港 区	100 百万円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託		従業員出 向受入等 役員の兼 任	出向者に関 する人件費等 の負担金 (注2)  営業費用及 び一般管理 費  株式従業員 報酬	7,056,607  11,019	未払費用  立替金  長期未払 費用	862,578  43,759  3,791,077
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・インベ ストメント ・ストラテ ジー・LLC	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	41 百万ドル	投資顧問業		投資助言	運用受託報酬 (注3)	1,617,993	未収収益	365,104
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・グロー バル・サー ビス・サー ミテッド	ケイマン 諸島	33 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託		従業員出 向受入	出向者に関 する人件費等 の負担金 (注2)  営業費用及 び一般管理 費  株式従業員 報酬	434,078  63,231	未払費用  長期未払 費用	495,731  43,158

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド(以下GS2L)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

(注3) 運用受託報酬に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

## 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

第17期  
 (自平成23年4月1日  
 至平成24年3月31日)

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	3,108 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	株式従業員報酬の配賦	株式従業員報酬(注1)	56,181		
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	316 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益(注2) 委託調査費の支払(注2)	5,452,985 4,318,795	未収入金	393,727

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

(注2) その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

## 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第17期  
（自平成23年4月1日  
至平成24年3月31日）

## 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社 の子会 社	ゴールド マン・サ ックス 証券株 式会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品 取引業		業務委託 役員の兼 任  有価証券 の購入	兼務従業員の 人件費等の支 払（注1）	2,304,783	有価証券	11,797,976
親会社 の子会 社	ゴールド マン・サ ックス・ ジャパ ン・ホー ルディ ングス 有限会 社	東京都 港区	100 百万円	ゴールド マン・サ ックス・ グルー プ人事・ 総務・ 施設管 理業務 受託		従業員出 向受入等 役員の兼 任	出向者に関 する人件費 等の負担金 （注2）  営業費用及 び一般管理 費  株式従業員 報酬	5,339,280  171,617	未払費用  長期未払 費用	1,111,143  3,017,713
親会社 の子会 社	ゴールド マン・サ ックス ・バン ク・USA	アメリカ 合衆国 ユタ州	19,214 百万ドル	銀行業		現金の預 入			現金・預 金	360,145
親会社 の子会 社	ゴールド マン・サ ックス・ インベ ストメ ント・ ストラ テジー ・LLC	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク 州	32 百万ドル	投資顧問 業		投資助言			未払費用	212,193

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下GSJH）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

## 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

## （1株当たり情報）

第16期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）		第17期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	
1株当たり純資産額	2,419,847円31銭	1株当たり純資産額	2,164,700円82銭
1株当たり当期純利益金額	227,976円06銭	1株当たり当期純利益金額	212,776円18銭
損益計算書上の当期純利益	1,459,046千円	損益計算書上の当期純利益	1,361,767千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	1,459,046千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	1,361,767千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 投資顧問会社

(2011年12月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (G S A Mニューヨーク)	316.8百万米ドル (24,629百万円 1米ドル=77.74円)	G S A Mニューヨークは、米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

#### (2) 受託銀行

(2012年4月1日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### (3) 販売会社

(2012年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社三井住友銀行	1,770,997百万円	銀行業を中心としたサービスを提供しています。

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 投資顧問会社

G S A Mニューヨークは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より日本株式の運用（デリバティブ取引等に係る運用を含みます。）の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

#### (2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

#### (3) 販売会社

本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行っています。

### 3【資本関係】

#### (1) 投資顧問会社

G S A Mニューヨークおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。G S A Mニューヨークは、委託会社の発行済株式総数の99%を所有する親会社です。

#### (2) 受託銀行

該当事項はありません。

#### (3) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に、委託会社に関する情報を記載し、本ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを表示し、イラストを採用することおよび本ファンドの概略的性格を表示する文言を列挙することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
- ・ 投資信託説明書（交付目論見書）または投資信託説明書（請求目論見書）である旨
  - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
  - ・ 金融商品取引業者登録番号
  - ・ 目論見書の使用開始日
  - ・ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
  - ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
  - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (2) 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリングオフに関する事項を記載することがあります。
- (3) 請求目論見書に本ファンドの信託約款の全文を掲載することがあります。
- (4) 目論見書中の一定の用語につき、商標登録申請中または登録商標であることを示す文言または記号を用いることがあります。
- (5) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (6) 目論見書に記載された運用実績のデータは適宜更新されることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年9月19日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 涉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS日本株式マーケット・ニュートラル・オープンの平成24年2月21日から平成24年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GS日本株式マーケット・ニュートラル・オープンの平成24年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年5月29日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 涉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。